

1 議事日程(第2日)

(平成27年第3回久山町議会定例会)

平成27年9月7日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問について

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	有田行彦	2番	山野久生
3番	阿部文俊	4番	吉村雅明
5番	阿部賢一	6番	佐伯勝宣
7番	阿部哲	8番	本田光
9番	松本世頭	10番	木下康一

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

8番	本田光	9番	松本世頭
----	-----	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(12名)

町長	久芳菊司	副町長	只松輝道
教育長	中山清一	総務課長	安部雅明
教育課長	松原哲二	税務課長	川上克彦
健康福祉課長	物袋由美子	田園都市課長	實淵孝則
上下水道課長	矢山良寛	経営企画課長	安倍達也
魅力づくり推進課長	久芳義則	町民生活課長	森裕子

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長	矢山良隆	議会事務局書記	笠利恵
総務課係長	阿部桂介		

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（木下康一君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問について

○議長（木下康一君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番本田光議員、発言を許可します。

本田光議員。

○8番（本田 光君） 久山道の駅・食のひろば事業計画ではゼロベースで見直したらどうかということについて質問をいたします。

昨年3月27日登記の株式会社食のひろばは、今なお本店は久山町役場となっております。役場は8,300町民の共有の財産、公有財産であり、社会法人、本店を役場としていること自体、公私混同ではないかということは、去る6月議会でも質問いたしました。

6月議会の質問で、株式会社食のひろば代表取締役は斎藤顕一氏、そして取締役には久芳町長、只松副町長が役員となって、監査委員は教育委員会の松原課長がっております。この体制では会社のチェック機能が働かず、無責任な運営を認めるという怠慢さがありはしないかということを指摘しました。

この質問に対して町長はここに会議録がありますが、現在この会社は登記のみであり、ここでは行っていない状況であるので、出資者が確定した段階で役員とか当然変わってくる。今現在、元出納管理者の教育委員会の松原課長としているけども、今現在、人事異動を行ったので手続の変更をしてるというふうに答弁されておる。

しかし、9月3日現在も教育委員会の松原課長が株式会社食のひろばの監査役のままになっております。町長にそこでお尋ねしますが、そうした手続をどういう手続をされておるのか。その点をお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 株式会社食のひろばについては再三、本田議員から同じような問いが出とりますけども、何度も申し上げますけど、株式会社食のひろばというのは久山町の活性化事業を進めるために、観光交流センター事業を中心としたそういう事業を進めるために多くの民の方の協力を得たいということで出資活動をするを目的に作った会社でござ

ございます。

ただ、残念ながらこの観光交流センター事業の予算が25年度の事業スタートの議会決議ながら26年度になって事業予算をストップされたという状況になってますので、一切会社としての動きが今はとれない状況で、現在株式会社食のひろばは登記上だけの会社になっております。したがって、住所も役場に置いてるという状況です。

それから、役員構成ですけれども、全く今動いてない状況ですので今のところ何の変更もしてないというところでございます。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 役員構成はさることながら、教育委員会の松原課長が元出納室長、そして現在なおそのまま。町長は6月議会では、今現在この会社は登記のみであるけれども、とにかく監査役は元出納管理者の教育委員会の課長であるけれども、今現在人事異動を行ったのでその手続の変更をしとるというふうに答弁されとるんですよ。そこらあたりはどういうふうに考えておられますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） それはまだ進んでないと思いますけれども、会社は私たちの役員もそうですけど、あくまでも登記上は個人でございます。だから、必ず役職が変わったからって変更するもんじゃないんですけども、今御指摘の点については、それがわかりやすいだろうということで出納管理者の当時松原をしてましたけれども、人事異動があつてまだ手続をしてないというのは、ちょっとこちらのほうの事務が遅れてるんじゃないかなと思つてます。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 今の町長の何か歯切れの悪い答弁で、何か今一つそのまま教育委員会の課長のままで出納室をやられとると。実際は議事録から拝読すると変更するかのようにおっしゃるとるんですよ。そのまま何か今一つわかりにくい状況です。

それからもう一つは、やはりこの株式会社そのものが実際本店が久山町あると。これが動いてないからとおっしゃるけれども、動いているなしにかかわらずに当然もう1年以上経過しとるわけですから、株式会社そのものをこの役場外、かつても言いましたように久原でもいいし、山田のほうでもいいし、福岡市内でもどこでも、やはり役場に置いとる自体が問題だということ指摘しとるわけです。その点をもう一度答弁願います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今も言いましたけれども、これは町の活性化を進める、いわゆる町の事業を進めるために作った、しかも町が2分の1以上出資して作った第3セクターの会社

であります。

現在、全く事業開始をしてない状態ですので、当然住所を置いて無駄な経費を出さないように事業活動開始まで現状にしておくのは、これはもう当然じゃないかなと思います。事業活動のできない状態の中で新たに事務所を構えて、その経費を町費から、町費といいますか母体は町が2分の1以上出してるわけですから、そういうことはする必要はないということは町民の方にも御理解いただけるんじゃないかなと思ってます。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 先ほど後の教育委員会の課長が兼務されてるということについては答えがなかったですが。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） その点は、私がそう言ってる以上、事務が遅れてることは申しわけないと思いますけども、それ自体が、言いましたように必ず特にかう今の現状が反してるという状況じゃないんですけども、変えると言いながら変えてないということは事務が遅れてることは申しわけなく思ってます。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 監査役というのはやはり僕は教育委員会の課長が兼ねるべきじゃないというふうに思います。当然ながらそれと同時に、株式会社本店を収入がない、歳出がない、全然ゼロなのかと言いたいわけです。

ということは、猪野さくら祭りのときに関連されとる会社かどうか、ここは出しとるかとかわかりませんでしたけども、焼きそばみたいなのを店舗出されとったんですよ。そうであれば、幾らなしでも収入があるというふうに見ます、一般的には。

それと同時に、いろんな通信、交通、電話代やら光熱費から全部、普通は役場の職員はあくまでも公務員です。その職員を使ってるの、この株式会社食のひろばの動きじゃないかと思いますが、そういう一切ゼロということはあり得んと思うんですが、そこらお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） イベント等に斎藤氏たちがそういう店舗を出してると、これはもうあくまでも斎藤氏個人の活動でしていただいています。一切会社の経費は使用してない。

それから、職員と一緒に、これは当然祭りですから職員はいろんなところに業務外で今イベント参加をしてもらってます。だから、町内のお店の方のところにも職員がお手伝いなんかに行ってたと思いますけども、先ほども言いますように食のひろばとしての事業活動はできてないわけですから、ただ斎藤氏としてもやっぱりこれを応援したいというこ

とで、そういうイベントに、いろんな前から花作り運動とかいろいろまた一緒にやっていただいていたわけですから、これは別段おかしいことではないと思ってます。

それから、先ほどの件については、あくまでも個人名義ですけれども、監査という立場からいけば新しい出納管理者に名義を変更することはやっぱり適正かなと思ってます。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） この件については最後に言いたいのは、庁舎外に会社を構えるという、これは町長がそういう指示をすれば庁舎外に出れるわけです。ですから、ぜひそういうふう要望したいというふうに考えます。

では、次に入ります。

2番に入りますが、普通公共団体の長は地方自治法第243条第2項、第221条3項の法人については毎年度、経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならないというふうに述べております。収支が、例えばゼロであっても当然これは出すべきじゃないかというふうに考えます。株式会社食のひろばについての町長の考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） この点は実は御指摘のとおりだと私も思っております。先ほど祭り等については会社としての活動ではないと申しましたけれども、実際、出資金があるわけですからその利息等が発生しとればもう間違いないこと。

ただ、経営状況を説明する書類とか、次の質問にもなるんですけども、今申しましたようにこれは手続上、怠ってるなと思いますので陳謝を申し上げたいと思います。

言いわけになりますけれども、活動が全く、事業活動スタートしてないということで、経営計画も事業計画も実際は何も立てられない状況にありましたので、県の第3セクターの調査にはきちんと報告をしてるんですけども、今おっしゃった自治法に基づく議会への提出は、ちょっと怠っていたんじゃないかなと思ってますのでおわびしたいと思います。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 今、町長も言われたようにこれは出すべきですよ。そして、2番と3番は大体質問が似てますけども、3番に入りますが、地方自治法第233条5項、また地方自治法の自治令第173条第1項では、事業計画及び決算に関する書類、その他、提出義務が町長に課せられていると。株式会社食のひろばについて収支がどうあれ、これは当然書類等あたりは提出すべきだというふうに思います。再度答弁願います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 御指摘のとおりでございます。2番、3番については速やかに本議会中に議会のほうに提出をさせます。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） では、次に入りますが、さきの3月議会では観光交流センター、道の駅・食のひろばレストラン整備事業費、平成26年度補正予算5,790万円の減額、そして平成27年度当初予算3,997万円の減額修正案を賛成多数で可決しました。また、5月8日、第1回議会報告会が久山の議会主催でレスポアール久山で開催されました。130の方が参加があり、多くの方が道の駅事業計画はやめてほしいという発言が相次いで出されました。一方、アンケートにも示されておりましたが、いわゆる道の駅等あたりはもう事実上やめてもらいたいというようなアンケートの中にも結構出されておりました。こうした議会の修正案決議、町民の声を町長はどう捉えておられるのかお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 5月8日の議会報告会には残念ながら私は出席できなかったんですけども、ですから直接の状況というのは把握してませんけれども、聞くところによりますと反対の意見もあったけれども、一方で賛成の意見もあったと聞いてます。

その後、実は同じ月に町のほうでまちづくりシンポジウムの開催をやったんですけど、これは久山町のこれまでのまちづくり、行政のあり方についてどういうまちづくりをしてきたか、またまちづくりとはどんなものかということを外から講師を呼んで、させていただいたんですけども、そのときのアンケートの中では非常に前向きな御意見、こういう説明会もどんどんやってほしいということをおっしゃってましたので、さらに今回御承知のように各集落を今、座談会という形で回らせていただいておりますけども、特に今回の座談会においては、いろんなまちづくりについての自由な意見を求めたんですけども、その中でこの観光交流センター事業につきましては、どういう形で町の活性化を進めていくんだ、特に農業の問題、それから猪野・山の神研究会がああ地域の整備について発表されましたし、久山町のこれからの活性化については人口が減少する中、いかにして定住人口を図れるか。

そうすると、いかに交流人口を多くしていくかということが、これからの町の活性化につながっていくんじゃないかなと、そういう形でいろいろ出たのがやはり久山町の強みといますか、その強みを生かした久山、東部の猪野から山の神、久原一帯にかけてのそういう魅力を発信して、そして人を呼び込もうじゃないか、呼び込むべきじゃないかなという御意見の中で、猪野・山の神研究会もそこには何か久山のものを買ったり、あるいは久山の食材を使ったお弁当とか食事を出すようなそういう拠点とか施設があったらいいねと

いう声が出されました。

観光交流センターについてもぜひ早く進めてほしいという声もたくさんあったわけですから、今議員がおっしゃったように必ずしも町民の、これはもう必ず賛成、反対というのはあると思いますけれども、反対の声が強いと私は思ってませんし、中には大丈夫かという意見も確かにありました。だから、反対されてる御意見というのは特に観光交流センターの施設の中身、あるいはその運営が本当に大丈夫なのかということですから、私としては今現在、一定規模の直販所とか地元の野菜とか含めているんなものを守る直販所、それからレストランとかあるいは多目的交流センターっていいですか多目的ホールみたいなと、一定の規模で計画を出してますので、最大限町の持ち出しを4億円程度という形でしてますので、実際事業費全体は6億円近くなるかもしれませんが、いろんな国のお金等を活用してできるだけ町の持ち出しを4億円以内ぐらいでやっていこう、それでも一定の規模を造ろうとするとそのぐらいになる、土地から含めると、そういう中で考えてますので、町民の方の、どちらかといえば反対の方が御心配されてる観光交流センター施設そのものの事業の見直し、これはもう可能だと思ってます。

また、猪野・山の神研究会が出されてる意見の中には最初から大きなものをぼんと建てるんじゃなくて小さなものからスタートして大きく育てるという考え方もあるんじゃないかなという意見が出されてますので、今回実は御承知のように27年度の補正予算で観光交流センター事業、今年の3月議会で予算修正で否決という形、認めてもらってなかったんですけども、再度計上させていただいてますけれども、この予算の中で今言ってる観光交流センターの事業の中身そのものを再検討するというのでぜひ予算を私としては通していただきたいと思っております。

そういうわけで、観光交流センターというのは私としてはぜひ進めていきたいなと思ってます。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 町の活性化、そして町のそうしたまちづくりの視点という関係はこれは大事なことですよ。ただし、何でこの観光交流センターの中の道の駅・食のひろばに固執されるだろうかというふうに考えます。

6月議会で同関連事業の一つとして3月、既に町が用地を購入してることがわかりました。町長は25年度予算をいただいたので、それに基づいて国に申請してきた予算だと、26年度に繰り越す予算として執行、用地買収を行ったというふうに答弁されております。

一方、一々議会に土地を買いました、どこどこをどうしましたっていう報告はしない。最終的には決算報告の中でするとも答弁されました。しかし、多くの町民が疑問を抱き、

議会も予算修正案を可決している中で、25年度予算を26年度に繰越予算は承認されているから執行したというのは執行部側にとって便宜的、意図的な解釈変更によって作られたものではないのか、議会軽視、町民無視も甚だしいというふうに考えます。

したがって、久山道の駅・食のひろば事業計画は一旦ゼロベースに見直して計画を立て直されてはどうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 議会軽視とか議会無視で用地の取得なんかを進めてるんじゃないかなということなんですけども、恐らく本田議員さんもうおわかりになってのことかもしれませんけれども、そもそも道の駅と一体型で当初はスタートしたこの観光交流センター事業につきましては、平成25年の9月議会において、都市再生整備事業として道の駅基本整備構想策定業務委託料並びにそれを進めるための先ほどの株式会社食のひろばという会社を作る、この予算を議会のほうに執行部としては提案をさせていただきました。それをほとんどの方が賛成をとということで議決をいただいて、この事業は来た。だから、25年度の予算で既に議会と執行部で町の活性化のために、そういう道の駅あるいは観光交流センター事業をやりましょうということで議会の承認をいただいているわけです。

そしてまた併せて、その事業を進めるに当たっては町が直接やると失敗したときに、町の財政に影響を及ぼすから民間でって、言うことで計画も進めてました。その民間でやるために出資会社を募るための手段として、まちづくり会社食のひろばって、言うのを併せて提案して、それもまた議会は承認をさせていただきました。

さらに、26年3月議会でのこの食のひろば、観光交流センター事業を進めるために、国土交通省所管の都市再生整備事業国庫予算を確保するために3月議会において補正予算をお願いし、その予算も議会は最終的には議決、承認をされたわけです。

それを受けて我々は国に、この都市再生整備事業による観光交流センター事業をスタートさせたんですよね。にもかかわらず、26年度に入りましてそれに関連する予算は全て待て、という形で予算の修正をされたというのが、これまでの流れだと思います。

だから、私たちとしては決して議会無視ではなく、きちんと議会手続を行った上で事業の執行を進めてきたわけです。用地の取得についても議会の議決をいただいたから国に申請し、この事業をスタートしたわけですから、国に対してもこれを保護することは今後の事業の影響もありますし、また町にとっても大事な事業だから、何とかこの事業を執行しないと事業そのものが国の補助事業としての流れが流すことになってしまいますので、じゃあ後で単独でやるべきなのかということを考えますと、やっぱり国の補助金については、つないでおくべきだということで用地取得だけは、させていただくということで、また用地の場所



については当初より道の駅と一体型の分について、県の道の駅について、これもまた指定をされましたので、じゃあ観光交流センター部分についてということで若干用地の変更を、あくまでも都市再生計画地域内での用地の変更を、した関係上、当初の物件が少し横にずれたような形になりましたけども、そういう事情で、あくまでも議決した事業ですから、その予算を執行をさせていただいております。

決して議会を無視してしてるわけでないし、当然私たちも議会の議決の重さを承知しますし、また尊重するべきだと思ってます。ただしかし、議会の議決の重みというのは議会の皆さんにとっても同じだと私は考えてますので、その辺のところよろしく御理解いただきたいと思えます。

それから、ついでに申し上げますけれども、この事業というのは今、申しましたように、できるだけ国の補助金を活用したいということで国の都市再生整備事業という国交省の補助金で認可をいただいて進めている事業です。期間が平成25年からですから5カ年間ということで、今回再度この予算をお願いしてますけれども、万が一この予算が執行ができないということになれば、これからの残りの期間を考えても、この事業をこのまま押し進めることは無理じゃないかなと。ですから今回もし、予算の御承認いただければ断念せざるを得ないなと私自身思っております。

なおまた、もし今回、今都市再生整備事業、猪野から山の神一带、観光交流センター以外にもいろんな猪野から白山あたりの観光案内板とか、白山下にふれあい広場の用地を確保するとかいったら総額約7,000万円ぐらいの事業も合わせて、この国の補助事業の中で一緒にやろうとしてるんですけど、これも全て白紙という形になりますので、一旦今、認可を受けてる分について流してしまった場合に再度この事業の申請が可能かどうかについても確認をさせましたけれども、残念ながら既に、この都市再生整備事業というのは平成27年4月からは市街化調整区域内では、もう対象としないという方針になっているということでございますので、今回の事業を取り下げた場合は、今後はほとんどその可能性はできないというふうに思っています。

ですから、そのようなことを十分御配慮あるいはお考えいただいて、先ほど申しましたように交流センターの事業そのものが、もう少し見直したらいいんじゃないかということであれば、ぜひその点をお考えいただき、我々も当然その分については見直すこともやぶさかでないと思ってますし、今年についてはその事業に専念して、予算に上げてるいろんな測量とか設計事業というのは翌年度に送ることもこれは、いたし方がないと思ってますけども、一番問題はやっぱりこれを全てゼロにしたときの問題が、どうなるかということをご検討いただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 当初の計画、そこには総事業費が8億1,000万円、そして議員有志が県庁やら国土交通省に調べに行きました。ところが、町が出されとる数字と全く異なる状況でした。

こうした事が一方、昨年まちづくり懇談会の中で資料として出されて、そして、それこそころころ変わってきたわけです、状況が。ですから、そうしたことが最初の出発時点から国土交通省はそういう約束をしてない、あるいはまた県もそうだとと言われて、何かひとり歩きしたというような感じがします。

ですから、私が言いたいのは一度これはこうした町民の中に多くの疑問を持たれとる関係があるし、ぜひ一度ゼロベースに戻して改めて計画を練り直すとか、そういう方向をすべきじゃないですか。議会は通過しとるからと、しかし26年度、27年度の予算でも修正案は可決しとるわけです。ですから、そうした点から見て住民を信じていただきたいと、町民を、いうふうに考えます。

したがって、これは一度戻すという、完全に白紙に戻して、もう一度考え直すということにしていきたいと思います。

そういうことを要望して次の質問に入ります。

次は、公共交通、特にイコバスです。コミュニティバスにかわる交通手段の確保ということなんですが、交通、特にイコバス関係が確かに利用者は少ない。だけど、これがなくなったら、どうなるかという点もあるのは事実です。高齢化社会が進む中、買い物や通院、その他行事への参加など交通弱者の移動の確保対策が強く求められております。誰もがいつでもどこでも自由に移動ができる、できれば歩いていける買い物場所、歩いていけるような、そうしたこと、あるいはまた歩いていける病院、そういうのが理想であるけども、なかなか現実には難しいところでもありますから、そうしたいつでも、どこでも、誰でも自由に移動ができる環境の実現、これは自治体が果たす責務であります。

今まで議会でも1台のイコバス運行ルートでダイヤを幾ら検討しても無理があるという点を指摘させてもらいました。交通弱者に対応する手段についての提案、質問してきたけども、6月議会での質問に対して町長は、10人乗りか何かぐらいのワゴン車みたいなものを活用してルート変更、短時間で回れるように1台増やすことによって解決方法を行ってみたいという旨の答弁をされました。これはただ行政だけでできるものじゃないというふうには私は思います。当然行政、議会、あるいはまた社会福祉協議会等あたりともお互いに協議しながらよりよい方向を調べていったと思います。町長の考えを聞かせてください。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 2番目の公共交通に入る前に、先ほどの御要望という形でおっしゃいましたので少しだけお話をさせていただきます。

（8番本田 光君「いや、これこの。議長、交通問題です」と呼ぶ）

本田議員さんがおっしゃったように当初からいろいろ変わってきてるんじゃないか、当初は8億円が、8億円が4億円に変わったわけではないんですよね。あくまでも当初は県の道の駅と一体型にしたのでそれがやはり4億円、町の持ち出しが4億円という形ということで町民説明会にはしていた。

ですから、それはいいんですけども、いろいろなことが……

（8番本田 光君「議長、僕の聞いていることに答弁してください」と呼ぶ）

その意見の問題はあると思いますけれども……。

○議長（木下康一君） 許可します。

○町長（久芳菊司君） 問題はもうそこに今の時点でそこを、あれこれ議論するのではなくて、この事業を進めることが必要か、必要でないかということにぜひ本田議員さんも着眼を置いていただきたいと思っているんですよ。

というのは、やはり先ほどから言いますように、猪野・山の神研究会も……

（8番本田 光君「質問しとることと全然違うじゃないですか」と呼ぶ）

そういうこと言われましたし、明日の農業を考える会でいろんな議論されてますけど、久山町の農業をどう再生したらいいのかということを実際に今考えられてるんですよ。

（8番本田 光君「議長、質問しとることと全然違うじゃないですか」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） 許可します、ちょっと聞いてください。

○町長（久芳菊司君） そういう農業を考える会の人たちも今まで農業者ちゅうのは作ることしか、だから作ることについては専門の方がたくさんおられるけど、それをいかに売るかということについては、なかなかそういう知識がなかったということで、これからやはりいかにして売るかということを企画して、それから物を作るべきじゃないかな、そのためにはその販路となるのが絶対必要だという今御意見が何か出てるんですけども、そういうのを町民の中から声が上がってる中であくまでもゼロベースからという御要望ですので、それはちょっと非常に先ほど言ったものを全てなくして町の単独事業だけのことを……

(8番本田 光君「何か議長、おかしいでしょう」と呼ぶ)

しているということだけはぜひ……

(8番本田 光君「質問に答えてください」と呼ぶ)

御理解願いたいと思います。

それでは、そういうことで2番目の御質問ですけれども、本田議員からは再三この公共交通については御意見が出てます。高齢化社会が進む中で、特に本町については交通手段の確保というのは大変必要が高いと私も考えています。

ただ、おっしゃるように、ここに書いてあるように誰もがいつでもどこでも自由に移動ができる環境の実現、これは確かに理想ですけれども現実的には非常にかげ離れた、久山町の場合は鉄道敷が来てるわけでもないし、利用者の数、それに対する費用対効果からいって、やりたいんですけども、それはちょっと現実から見ると非常に難しいかなと思ってます。趣旨はできるだけそういう利便性をやりなさいということなんでしょうけど、全ての町民の方に対する公共サービスというのは町としては公正にバランスよく町の財政、税金を投入していく必要があるわけですから、そういう形でいろいろ工夫を現在しています。

公共交通についてはいろいろ研究を重ねて、利用者の声を聞きながら、おっしゃるように特にコミュニティバス、イコバスについては一台ではもう限界かなというのは見えてきてますので、これ座談会でも特に高齢者の方から何とかしてほしいという声も強くあつてますので、もう一台増やす、その増やし方について今研究をもう少し重ねていきたいと思えます。

それから、コミュニティバスの問題の他に、やっぱり公共バス、特に西鉄バスの利用についても同時に考えていく必要があつてます、特に山田校区について。ですから、これについても本当に我々としても真剣に西鉄とも協議しながら、現行の路線のあり方についても27便というのを今中心にやってますけれども、また猪野一上山田間を復乗させるとか、こういうことも試験的にやっていますけれども、やっぱりちょっとうまく、まだいってないという気がしますので、これもあわせて進めてまいりたい。

ただ、議会のたびにこういう御意見をいただくんですけども、特に公共バス、イコバスもそうですけど、年内にころころというのは、なかなかそれはちょっと難しいんですよ。特に西鉄さんについては久山町だけの路線にかかわる問題じゃないもんだから、路線の変更等やる場合には、かなりの向こうも作業が出てきますので、年度年度を区切りとして見直しをさせていただきたいと思ってます。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番(本田 光君) 今、町が進められておる、まちづくり懇談会、そういうところでも参加したところで意見が出ておりましたが、この交通対策をどうするかという関係、特に通学者、土井団地周辺までの乗り入れが、篠栗駅裏等あたりができんだろうかというような意見も出されておりましたし、そこは当然福岡市やら篠栗町との協議、あるいはまた西鉄との協議も要るでしょうけども、何しろ久山がマイカーが一番多いというふうに聞いておりますけども、そうした本当に、なぜマイカーが多いかといえば交通関係が十分ではないというのが、これは久山だけじゃないと思うんです。これは日本全国こうした農村地域はあるんじゃないかと思えますし、ただ聞いて聞くだけじゃいかんと思うんです。当然行政、それと議会、社会福祉協議会等あたりもいろんなそういう各団体の意見を聞きながら、じゃあいつまでにそれを実行するかという目標を立てるとなかなか、もう3年経過してますから、この交通関係の計画、研究会。ですから、ぜひそういう方向で進めていただこうかと思えます。再度町長、答弁を求めます。

○議長(木下康一君) 町長。

○町長(久芳菊司君) いつまでかというのは先ほど申しましたように年内でころころというのはできませんので十分調査研究した上で、できれば新年度という形で今それを目標に作業を進めてます。

それから、先ほど言いましたようにエコバスについては今の現状を解決するにはもう一台、それを今のバスにするのか少し小型のものにやるのかそういう形も考えれんかなと思ってますし、特に路線バスについては今おっしゃったような土井団地まで延ばすことによってかなり住民の方、特に山田地域の方の御要望が解消されるのかなと思っておりますので、その手法をまた今、西鉄といろいろ協議してるところでございますので、そういう形で今後進めさせていただきたいと思えます。

○議長(木下康一君) 本田光議員。

○8番(本田 光君) やっぱり事を余り急いでもいかんし、かといって悠長にゆっくりしとっていかんと思えます。ですから、目標を持って、じゃあ来年の6月なら6月ぐらいまではそういう形づくりを形成するんだというぐらいの構えでやってもらいたいと思えますが。

特に、行政だけではもう限度があると思えます。やはりここに議会あるいはまた社会福祉協議会あたりの知恵もいろんな、かりながら対応していくというのが必要じゃなかろうかというふうに考えます。

次のそういうことでぜひ公共交通のエコバスと、それとあわせて小型車でもいいから、町長もおっしゃるように増便するようになりたいと思えます。

次に入ります。

中学生卒業までの医療費無料化について質問をいたします。

中学生卒業までの医療費助成についてでありますけども、今現在糟屋中南部6町、久山町、粕屋町、篠栗町、宇美町、志免町、須恵町は平成25年度より子供の医療費の助成対象者を小学校6年生まで、これは入院のみでありますけども自己負担が1割で実施されてます。新宮町は平成25年度より就学前まで入院、通院完全無料化。古賀市は平成24年度より子ども医療費を18歳まで助成、入院のみ一部自己負担がありますけども、また古賀市は平成26年10月から小学校6年生通院、一部自己負担のもとに実施されてます。

小川知事は現在3歳未満の通院、入院の無料化を実施しておりますけども、3歳から就学前までは所得制限の上、通院は月額600円、入院は月額3,500円を自己負担の上限としておりますけども、来年度から小学校6年生まで拡充、通院、入院ともするというふうにされてます。これは今までの議会でも再三質問をさせてもらいましたけども、各町によって、市によって違うわけです。この久山町も入ってる古賀1市7カ町というか、この関係は多少県よりも前進した状況があったわけです。福岡県がそういうふうに小学校6年生までというふうになりますと、それ上乘せしても中学校卒業まで無料にできるんじゃないかということでもあります。

そうした関係は3月議会で子ども医療費の助成拡充について質問したところ、町長のほうは、糟屋地区市町長会、特に糟屋郡町長会で協議、検討していく旨を答弁されました。町長会でも連携されて中学校卒業まで対象年齢を拡充されてはどうか、町長にお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 医療費助成については今、本田議員がおっしゃったように、情報として福岡県が平成28年10月から乳幼児医療費の支給制度を、子ども医療費支給制度に改称をして受給対象年齢を現在の小学校就学前までから6年生までに引き上げるという、そういう概要を固めているということでございます。

今現在糟屋郡、久山町もそうですけども、小学生までの医療補助というのをやっておるんですけども、今回の県の改正は若干それを超えたところもありますので、今現在はまだ正式に県からそういう説明があつてませんので何とも言えませんけれども、少なくとも県がそういうことを実施するようになれば本町も最低でもそれレベルはすぐに改正する必要があると思っております。

それから、県は小学生ということですが、あと中学生までをどうするかということについては入院だけをどうかするとか、対象とするとか、そういうことは可能だ

と思いますけれども、これまで郡内足並みをそろえて、できるだけやってきてますので、もう少し情報が確定次第、前向きに対処をしていきたいと思ってます。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 各1市7カ町といいますか、ここがばらばらというたらいかんけども、少なくとも久山から宇美町の6町は一緒。そして、県よりも前進したケースですよ。しかし、今特に子育て、そしてお年寄りも高齢化されておる、大事にしなければならぬけども、若い人たちが定着できるような、まちづくりをどう仕上げていくかということで、やっぱりこれ国もそうなんですけど、本来だったら国がすべき制度としてやるべきなことなんですよね。

それを、一方じゃあ国が余り制度化しないから地方で、そうせざるを得ないというような状況もあります。福岡県が方針がもう大体そろそろ出るんじゃないかというふうに思いますし、中学校卒業までの医療費無料化を、糟屋郡、できれば古賀1市7カ町が足並みそろえたほうが一番いいけど、古賀市は突発して18歳までというふうになってますから、ぜひ足並みそろえて対処していただきたいと思えます。町長、再度答弁求めます。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今、本田議員がおっしゃったように、本来、国がやるべきことをそれぞれの自治体の子育て支援という立場で、それぞれの財政状況もあると思えますので、支援をしているのが現状だと思います。

ただ、町の財源をそういう支援の形で出すわけですから、どこかにそれがまた、しわ寄せが出るんです、極端に出るってということないですけども。やっぱり町の税金というのは子育てにも必要だし、高齢者にも必要だし、一般の方に対するあれも必要なわけですから、その辺はバランスといいますか、公正さを考えながら、本田議員がおっしゃった趣旨を尊重して進めたいと思えます。

（8番本田 光君「終わります」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） 次に、9番松本世頭議員、発言を許可します。

松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 私は道の駅の件と若者による町民委員会の設置について、2項目の質問をさせていただきます。

まず、最初の道の駅、観光交流センターについて質問をいたします。

平成26年3月議会で賛成多数、賛成5、反対4で可決した道の駅に関する一定の予算、議会は、その後、状況の変化、執行部の説明不足、見通しの甘さ等も踏まえ、その後の予算提案については認めていません。にもかかわらず、法人の設立や土地取得予算を執行し

た。議会の意見を無視した行為に対する責任は重大であると私は思っております。何のために、誰のために急ぐ必要があったのか、まず説明を求めたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 観光交流センター事業についてのお尋ねですけれども、先ほど本田議員のときにお答えしたように、決して議会を無視してとかそういう形でこれまでは進めてきてはないということは御理解いただいたんじゃないかなと思ってます。

その後の状況変化と、私たちは何も変わってないですよ、それから説明不足ということでもありますけれども、再三、議会の皆さんには内容についてはいろいろ御説明申し上げましたし、先ほども申しましたようにどこか悪い点があれば、それを議論することは当然必要だと思いますけれども、とにかくこれは反対する、だめだよという形じゃなくて、中身についての議論を精査した上で本当にこの事業についてはやっぱり町民が望んでないよ、そういう拠点は要らないよということの結論を、お互い切磋琢磨して議論していくべきじゃないかなと思ってますけれども、今は私たちが何を説明してもだめだということな状態のように我々は聞こえますので、先ほどから再三言ってますように、これからの地方創生もそうですけれども、久山町の町の活性化といいますか、これはいろんな商工、コミュニティーの問題もあるし、やっぱり第一は、私は農業の再生をいかにするか、これが久山町の商工観光に大きなかかわりを持つてるんじゃないか、松本議員も第1次産業として従事してある方ですし、既にそういう、なのみの里にもかかわっておられる方ですから、その農家の実情を考えれば必要性というのは十分御理解いただいておりますので、ぜひその辺を御理解いただきたいと思っております。

それから、誰のためということなんですけれども、今申しましたように町のためであり町民の方のために、この事業を計画したわけです。なぜ急ぐかというのは農業は特にもう待ったなしですよ。それから、国が地方再生で地方の活性化を促そうとしてる。今そのためのいろんな支援策を法制化してまでやろうとしてる。

そういう時期だからこそ、国とのかかわりをつなぎながら、当面5年間ということ、毎年1兆円の子算ということも国も言ってますので、何事も事業ちゅうのは天地創造じゃないですけど、時の運というのをつかみ切れなければ僕は何事も成功しないと思っておりますので、そういうときだからこそ、急いでやらなくてはならないということで再三議会のほうに、反対される立場の議員さんには何で同じことを出すのかということをおっしゃるかもしれませんけれども、同じことじゃなくて周囲の状況、町民の方のいろんなそういう研究会とか、明日の農業を考える会の意見が、だんだん出てきておることの状況を踏まえて、もう一度中身の議論をさせていただきたいなと思っております。



○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 先ほど前任者の質問の中で答弁もしてありましたけども、確かに平成25年9月議会で町の活性化事業、都市再生整備事業で議会では承認されました。しかし、その時点で総事業費8億1,000万円、持ち出し金の話は一切なかったわけです。それで、去る26年3月議会で我々が執行部に課長の説明求めたところ、その中で総事業費の8億1,000万円が上がってきたわけです。

やはり我々議会人としてはそういう4億円も持ち出すことに果たして実になるんかと思ったときに議会人として一度立ち止まって真摯に考えたときに今の現在に至ったわけです。

先ほど農業振興の中で町長が申されましたよね。私もさきの議会で町長に質問をいたしました。じゃあ、あなたが農業のことについて一生懸命言われるならば、なぜ1期目の立候補されてすぐ農業について取り組まれなかったのかって質問したときに、あなたはそのことについては、ちゃんと謝罪をされた。

例えば、1期目の当選されて今2期半ばでございまして、6年最低されてありますので、そのころからでも今の計画を持ち出されて、しっかり種をまいてこられれば私は可能性あったと思うんですよ。

でも、いきなり4億円、総事業費8億1,000万円話があつて我々としては、ちょっとちゅうちょするのは当たり前なんですが、例えば農業振興に対してハウスとかいっても、じゃあハウスを建てて、すぐそのハウスに取り組む農業者があらわれますか。私は農業っていうのは、そんなに甘くはないと思います。やはり早く種をまいて、それで育成を、農業者従事者を知恵をして、そしてその芽が出初めて何とか物になるなと思ったころにそういう話が出されるならば私はよかったと思うんですけども。

今現在でぱっとして、ただ25年の予算がとれて、町は3,000万円もうけますからって3,000万円のために4億円を投資するべきかと、これはいかななものかと私は思っています。

質問入っていきたいと思っております。

平成27年度、本町が予定してある主要な投資的事業は、観光交流センターを含めて7つの大事業計画してあります。町長も3月議会で申されているように、町の財政面にとっては負担が多い事業で、当面財政調整基金を取り崩しての予算編成でいくとのことを申しております。

また、今後久山中学校給食の実施の問題、そして今新聞紙上で取りざたされております各学校にエアコン設置等の問題は早急に実施していかなければならない状況であります。

これらは財政を圧迫するのは必至でございます。

私は先の見通しどころか非常に危険な観光交流センターを取り下げて健全な財政運営を行うべきと考えております。

また、今後久山中学校の学校給食等の実現も大きな事業として含まれてくるわけでございます。早急に観光交流センター事業を取り下げる考えはないかを再度聞かせていただきたい。

○議長（木下康一君） ちょっと待ってください。

松本議員、通告どおりでお願いしたいとですけど、ちょっとずれてきてますから、次は、立木補償とかで、その中で質問をしてもらわんと、通告外でぶれてますけど、町長が答弁できれば町長言ってください。一応注意しておきます。

○町長（久芳菊司君） 3月議会では観光交流センター等の関係で町の負担が持ち出しが4億円、何も聞いてなかったということですけども、それでは予算の議決はできないと、判断ができないと思うんですけども、何をもちってそういう審議で予算の可決ができたのかなと不思議に思います。

当然3月議会で1億8,000万円等の事業予算を予算計上したときに、しかも9月議会で観光交流センター、道の駅の建設計画委託料を承認されて基本計画を立てたわけですから、当然そういう説明は、した上での国の補助事業の予算説明だと、私はそう思ってます。

それから、いきなり8億円っていうんですけど、必ずそこを皆さん強調されますけども、それは県の道の駅と一体型にしたほうが有利ということで住民の方にもわかりやすいように隣に県の事業でやっていただくということで県と調整を図っていますという説明でやったんですよね。その県の分が4億円、町の持ち出しが4億円という形で事業を進めようということで説明してきたわけですから、何も町が8億円、町の方は実際4億円じゃなくて国の補助事業にすると6億円近くあるかもしれませんけども、持ち出しを最高そこぐらいまでに考えてはということで最初の当時はカウントしてますので。

いきなり町が8億円出すとかそういう形じゃないように我々も努力してそういう国の予算等を結びつけようとしてきたわけですから、今その議論じゃなくて、先ほども言いましたように本当にこれが、私が1期目にやっつけばよかったとか。それはなかなか農業の問題ちゅうのは、一番御承知だと思いますけど、再三、農業振興計画を見てみると決まって出てるのが農地の集約、農業後継者の育成を育てる、これが農業関係の基本計画のうたい文句です。

だけど、現実には今の久山町の農業で、ほとんどの方がサラリーマン農業、専業でやって

ある方は80歳以上ですよ。農業の後継者をどう育成、絶対とは言いませんけど、これはほとんどやっぱりできなかつたんですよ、幾ら呼びかけても。若い人たちが久山でやっても生活できない、農業、特に米、麦が中心の久山で。これをどうするかというのが今、明日の農業を考える、農業の再生をいかにするかというのが、今度は、いかにもうかる農業、若い人でも生活ができる農業にやるか、それが今ようやく、そういう必要じゃないかということであつたわけですから、それに時間を要したのは確かだと思いますけど、時期が遅かつたからだめだとかいうんじゃないで、今必要かどうかちゅうのをぜひ理解してほしいと思つてます。

それから、私何もこれからの事業を財政調整基金だけに頼つてということ考えてませんし、これは財政調整基金というのも今14億円ぐらいですね、これ使うっていうのも、すぐなくなつてしまうんですよ。だから、どうしても必要なときには使うけれども、やっぱり一方でそういう企業誘致を進めながら法人税では町の税収ちゅうのを高めていく努力をしながらやるんですけれども、そういう中で、だからこそ企業誘致だけでは財政ちゅうのは確保できない。やっぱり町全体が元気にならないと税収ちゅうのは上らないし、また企業さんも町に来ない、人も久山町に定住しない。企業誘致とか人口定住というのは町の税収にとっては大きな要因なんですよ。だからこそ、そういうこと。

だから、今回の観光交流センターちゅうのは、そういう活性化をするための事業予算。それから、今おっしゃつた給食とか冷房とかいうの、これは公共サービスとしての事業予算ですから全く別問題としてやっていかな、こっちをやるからこっちをせんでいいよということではないということをお願いしたいと思います。

○議長（木下康一君） 松本議員、通告にのつて質問をお願いいたします。質問をお願いいたします。

○9番（松本世頭君） 議長、申し上げますんで、道の駅の関連で話をしてるんですよ。全く関係ないこと言ってるんじゃないですよ。道の駅についてどうしたらいいですか、当然ですから。それを止めること自体おかしいじゃないですか。じゃあちょっと聞きたいんですが……。

○議長（木下康一君） ちょっと申し上げます。

そうであれば、財政等の、今後はどうなるかという通告をしていただければ助かります。

以上、発言を続けてください。

○9番（松本世頭君） じゃあ、活性化のことで町長申されましたけれども、さきのAコープの撤退のときに、私はもう少し町も一体となつてAコープのことについては取り組んでい

ただきまして、僕はそこに、例えば4億円も投入せずにAコープの一带に直販所も含めて、あの辺一带には町有地もありますんで、もう少し真摯に受け止めて農協と協議していただきかったなと思っておるんですけども。もし差し支えなければそのことについてもちょっと答弁をしていただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 農協さんのAコープについて、町が全然反対を向いたというわけじゃないんですよ。そもそも最初に農協のほうから私のほうに来られたんですけど、組合長さんが。Aコープさんがもう来年の3月で撤退するということが決まったということをお知らせに来られました。それを聞いて、私は本当に困ったなと思ったから、それからその時点である程度、町も道の駅を造ったらどうかという御意見等も出てたし、何かやらないかなということを考えてましたので、それではAコープに道の駅のそういう直販所とかが全くかわれるのではないけれども少なくとも地域の人たちの何らかの食材とかそういうものは、いろんなところにも売ってるわけですから、そういう事業を早めないけませんねっということで組合長とも話しました。

町としてはそれを進めていきたいので、そういう面については農協のほうも一緒に協力を願いたいと言ったときに、当時組合長さんは、ぜひ町のほうでそういうことをやっていただきたいと。農業支援については生産者の育成とか、指導については農協のほうも頑張りますということで、ただ農協さんとしては直接道の駅に事業参加という形は、はっきり組合長さんはおっしゃいませんでしたけども。

そこで少しなつたのは、農協さんとしては生産者の品物をそこで、農産物とかそういうものを売りたいということもあったんでしょうけども、やっぱりAコープにかわるものということで、実際私も道の駅ができるまでに、じゃあ、あそこのAコープがなくなったら芦屋町さんが民間のほうに、やっぱり芦屋町も同じように撤退したもんだから民間にどっかやってくれることがないかちゅうことで町のほうで土地を確保して募集をされたら、飯塚かどっかのほうから来られて、今そのお店が新しくスーパーとしてできてますけども、そういうものもせないかなと考えてたんですよ。そういうときに、今度はしばらくして、また来られて、Aコープがもう一回やりましょうということになったということで私としては大変ありがたかったなと思ってます。

それともう一点、Aコープさんはあくまでも地域の人たちのための生活必需品を売る、トリアスと一緒にですね。ですから、そこに地域の農産物だけだったら今出しているように非常に今順調にしておりますので、そういうことでいいんですけども、今回町が計画してるのは農産物だけじゃなくて、そこに商工観光を兼ねて農産物も当然あるだろうし、そ

これから地域の農産物を生かした、これからそういう加工食品あるいは久山町の食材を使った、今レストランでしてますけど、これは自分たちで弁当を作ってみようとか、そういう町民のかかわりをたくさん雇用の場を作ることもまた大きな目標でもあるし、生産者の意欲を高めるためのいかに外から、町内だけでなく外部の人たちをいかに呼び込んで商品を売るといいますか、販路を確保するかということもあると同時に、猪野・山の神あの辺一帯の町の歴史、文化、自然の魅力をセットすることによって、たくさんの人を呼びたいなと思ってますので、若干そこは議員がおっしゃるAコープでも、できたんじゃないかというのは、そこは私とはちょっと違うような気がしています。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 僕は猪野、首羅山一帯の開発自体を一斉反対しとらんわけです。そこにもってその辺一帯を整備してやっていただくことにはもう大賛成です。ただ、国交省の予算を使って4億円の金を投入することについての反対やっとなるわけなんです。

ぜひ私としては、先ほども申しましたように、Aコープが撤退するのをまた再度検討して、また残すと言ったときに、ものすごいですね、やはり思い切って今の建物をそこでも棟を連ねて、久山の農産物をあそこで売る、すると今町長言ってあります4億円もの国交省の予算を投じてやる場所については、それからでもまた皆さんと検討して私はやっても遅くはなかったんじゃないかなと思ってます。そのことを申し上げときます。

じゃあ、②に入ります。

土地取得された中に立木がありますが、立木補償費1,750万円は支払われたのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 土地購入は行っております。

（9番松本世頭君「いえいえ、立木のこと」と呼ぶ）

立木補償は、議員も御承知のとおり、さきの議会で、3月議会で立木費の予算も含めて観光交流センター事業という目の中で計上しましたけれども、残念ながら修正予算で否決されましたので現在まで行うことができない状況でございますので、まだ実施はしてません。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 立木補償費は払ってないということでございますけれども、じゃあ土地の所有者はそれでは納得できないと思うんですよ。また、そういうことを立木補償しないでほっとくと立木等が枯れていく可能性あると思いますけど、その辺についてもちょっと答弁お願いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 当然立木補償はしなくてはいけないものですから、土地の所有者の方とは予算執行ができるまでは現状どおり管理をしていただくということで御了解をいただいています。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） では、3番目に入ります。

株式会社の役員に町長、副町長がなっておりますが、何のために名を連ねておられるのか、その理由、目的をまず聞かせていただきたい。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほどもちょっと言いましたように、これは町の事業を推進するためにその準備会社として、いわゆるまちづくり会社の第3セクターでございますし、町が2分の1を出資している会社ですので、その中に役員構成として町長、それから副町長が就任することは、これはある意味当然というか必要だと思うし、そうすることによって、この会社ちゅうのは、この事業に出資していただく民間、あるいは個人をお願いして回るために作った会社ですので、そこの中に町の事業といいながら役員に誰も、町長も入っていないよでは、これは信頼性に欠けるんじゃないかなと思ってますので、今のところ私と副町長が役員ということでフォアサイトの斎藤氏が社長ということで登記をしています。

それから、何度も言ってますように、実際にそういう民間の出資者を募って事業が、スタートできるという状況になれば、当然役員の構成ちゅうのは変更し、我々は撤退したいと思ってます。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 私としては町長、民間事業と言っておられます。その中に町長、副町長、監査役が町の役職者が名を連ねていることには納得できないわけでございます。まず、民間企業とは一線を画していく必要があると思いますが、それについても答弁を願います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 民間企業、形は民間企業ですよね、当然株式会社ですから。だけど、その設立目的と会社の中身といいますか、これは町が主体となって事業を進めるための会社でございますので、じゃあこれに外部の人たちの役員を募るか、これは今のところ現在ではできない。

だから、当然そういう人たちが中に入ってくれば入れかわるということを申し上げてますので、登記の段階ではこれはもう出資者の中から役員を出すのが必然のことじゃないか

など思っております。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 食のひろばでございますけれども、今現在の株主参加企業は何社ほどおられるのか、まず聞かせていただければと思いますが。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町とフォアサイトの2社だけです。活動ができないわけですよ。道の駅をやるという方向、予算が今ストップしてるわけですから、活動しようにもできるかできないかの状況で民間の方にお話はできないので、今のところ2社でございます。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 活動ができないっていうふうに言われますけども、じゃあ参加したいというお話とかはないんですか、そういう企業、社が。それちょっと聞かせてください。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 見通しはあります。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） じゃあ、3番目に入ります。

まず、食のひろばが設立いたしまして1年ほどたっておりますが、町長の話では何も動いていないとのことでございます。民間企業では株主に対し剰余金の配当等ありますが、それも望めないのならば私は食のひろばに500万円を買い取っていただきたいと思いますが、その件についての考えは。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 活動できない今状態になってるわけですから、当然配当はないですよ、松本議員。だからといってそれを解散するっていう、先ほども言いましたように、今議会でそういう結論、万が一出た場合、これはもう事業をやらないということであれば解散ちゅうのは当然手続としてやっていくしかないと思っております。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 私は町長がよく言われる言葉に対して、代案っていうふうに言われますよね。その代案はありますか、よく言われますことに対して、さきの6月議会の一般質問でとりあえず久山を起点に、まちづくりを提案してまいりました。しかし、町長は現在計画している以外に全く考えていないと言われております。何でその場所に固執するのは私には理解しがたいと思っております。何でその場所に固執するのは私には理解しがたいと思っております。

私は、あなたが言っていることは何の説得力もないし、理解に苦しんでおります。議会の意思を無視して多額の血税予算を執行した行為は正直言って許されないと考えております。

す。町民の意見を聞きつつ、このことについては今後さらなる責任追及をしていかなければならないことを申し上げて次の質問に入りたいと思っております。

2番目の若者による町民委員会の設置について質問をいたします。

今現在、久山の明日の農業を考える会、猪野・山の神の研究会等を立ち上げておられますが、町民一人一人の生活環境整備、暮らしや子育て支援、老後の安全・安心作りを具体的に推進し、小さくても心の豊かさ、生きる充実感、喜び感じ合うまちづくりを町民参加型で実現するために、若者による町民委員会を設置する考えはないか、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 私が今いろいろ活性化で御提案してることも全く一緒なんですよ。町民の方の若い人も、それから特に中高齢者の方も、農家でなくても非農家の方でも農業に参加できるようなこれからの農業のあり方とか、そういう町民参加型で町の活性化を進めていきたいなということを考えて、そういう構想をしています。

先ほど猪野・山の神、首羅山あたりの整備は反対でないとおっしゃりましたが、あそこにはいろんな事業投資をして人を呼んでも、それはただ自己満足にすぎない。やっぱり事業投資をする以上は人をたくさん呼んでそこに経済活動が起こるようにしないと、町の人々のメリットはないんじゃないかと思います。それを、だから首羅山を幾ら国の史跡になったからといって、じゃあ金をかけて整備して、そこにたくさんの方がリピーターで将来的に呼ぶことができるのか、私はそれはちょっとどうかと。首羅山にもかなりこれからも金が整備にかかると思いますけども、やっぱり金をかける以上は、そこに人を呼び寄せるよう何か魅力的なものに、せないかん。また、人がたくさん来ていただくような、そのためには首羅山だけでなく首羅山から猪野にかけての関係を持たせ、ルートを造るとか、あるいは首羅山の山そのものを四季折々に自然を楽しめるような植生を施したり、そしてまたそこにお見えるになる人たちが、どこに行ってもいいかわからないんじゃないかと、どっか拠点に来て情報を得たり、あるいはそこで休憩したり、食事をしたり、物を買ったり、そういうことを総合的にやらないと、今、松本議員がおっしゃったような楽しいとかいう町にはならない。

この町に住んでてよかったなと町民の方が思えるような町に私もしたいと思ってるし、もう一つは生涯生きがいを持てる、生きがいというのはイコール元気に働いたり活動できる、そういう場所作りをしていくのが、町民にとって生涯生きがいのある生活ができるんだろうと思っておりますので、そういうまちづくりをしたいと思っております。

松本議員がおっしゃったように、若い人の声ってこれもぜひ私も聞きたいと思つてま



す。今回座談会ずっと回りましたけど、もうほとんど20代の方の参加はおろか30代も余りないような、これは今までずうっとした中でも、大体そういう傾向がありますので、若者にまちづくりに対する関心を持ってもらうには、ある程度テーマを絞ってやるとか、そういうことも必要なのかなと思ってます。

松本議員がおっしゃってる若者による委員会というのは、どういうもんかちょっと私はわかりませんが、これから地方創生の政略の計画を進めていく中でもできるだけそういう年代の方にも参加をしていただきながら、そういうふうをお願いしながら若い人たちの、自分たちの町ですからそういう意見を取り入れていきたいと思ってます。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） これから20年後、30年後、正直申し上げまして、この中にどれだけ人が残っておられるのか私も疑問でございます。正直言って、20年後、30年後、今40代ぐらいの若者がこれからのまちづくりを進めていくことは私は一番重要ではないかということです。

このたび東日本大震災に遭われた宮城県女川町においては、町長自ら今後のまちづくりは若者によるまちづくりを提案されて、60歳以上は助言者に徹し、いち早く復興がなされているとのことでございます。

私は先ほど申しましたように、40歳前後の若者はこれから久山の町を背負っていくと確信しておるところでございます。町民の暮らし、目線を大切にする新たな久山町未来ビジョンの策定を若者主導で行っていくべきと思っておりますので、ぜひ実現していただきたい。町長の考えを再度聞かせていただきたい。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） そういう形を作れば一番いいなと思ってます。女川町については、ああいう大きな震災を受けて、かなりの方たちが町を出ていったということもあって、私も昨日テレビで女川町のあれを見たんですけども、やっぱり若い人たちが真剣に向き合うようになっておられるんじゃないかなと思ってます。

我が久山町も実際これからを担うのは30、40代の方ですから、まずは関心を持っていただくことがですね、それがちょっと、来てくださいと言ってもなかなか現実には、自分たちの息子でもそうですけど、行けと言っても、なかなか行かない状態ですから、いろんな切り込みからも若い人たちが町に、特にまちづくりに関心を持っていただけるようなそういうまた仕組みを考えていきたいと思えます。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 今現在、まちづくりについて、先ほど町長も申されましたように、座

談会が各地域で行われております。私も何地区かに行きまして感じたことは、さつき町長も申されましたように非常に若者が少ないということであります。やはりテーマを決めて若者が参加できるよう、町長自ら若者の声を聞いて若人によるまちづくりを積極的に進めていただきますことを提言して質問を終わります。

○議長（木下康一君） ここでしばらく休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時55分

再開 午前11時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） 引き続き会議を開きます。

その前に私のほうから議事進行について申し上げます。

休憩前の本田光議員の質問に対しまして、次の項目に入っておるにもかかわらず町長に発言を許可しましたことに対し陳謝を申し上げます。

それから、町長におかれましては通告内容に関係ない説明が多々ありますので、今後答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、1番有田行彦議員、発言を許可します。

有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 私は3つの質問事項で、統合幼稚園建設、それから平成21年に制定した久山町の土地区画整理組合貸付金貸付規則について、そして観光交流センター、食のひろばについてお尋ねいたします。

まず、統合幼稚園建設についてお尋ねします。

今年の3月発行の都市計画マスタープランでは、久山町の人口9歳未満と30歳から39歳にかけての世代が増加しておると。それから、ファミリー層を中心に転入傾向にある。また、現在久原地区、山田地区に新しい住宅地が造られている。子供たちの人数が増えることを考えると、やはり久原幼稚園を廃園にすることは理解できない。

6月議会で町長に御質問いたしました件について、町長は統合すべき理由と実施計画等について町民に発表すると言われましたがいつ行われるのでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 統合幼稚園につきましては、今、議員がおっしゃった確かにこれまでの久原地区においても新しい住宅地等が分譲されまして、大体30代から40近くの方たち、いわゆる幼稚園就学前ぐらいのお子さんを持った世帯層が中心となって久山町にも転入をされています。

それでも現状、幼稚園の園児数ちゅうのはそんなに伸びてないというのが現状です。これはやはり久山町の人口が世帯数は増えてもなかなか人口が伸びないと、そういうのにも比例してると思いますけども、これから上久原の区画整理が完成し、上山田の区画整理、草場の住宅開発等々やっていきますけれども、そういうのを見越した上で今回の幼稚園児の将来的な数というのを推計した中で、建設計画もそうですけど、そういう形で進めているところがございます。

それから、幼稚園につきまして、統合につきましては、もう有田議員は重々御意見おっしゃってることは私も十分理解できますし、久原校区の保護者の方の思いもそういう面も多々あると思いますけれども、それだけに新しい統合幼稚園については今まで以上に機能を持たせて、預かり保育とかそういうものを、また通園の確保についても努力をしてまいりたいと思っております。

久原にもう一つ施設があるべきだということなんですけども、もうこれは前々から申し上げてますように、久山町の新行政改革大綱の中でも将来の久山町の人口あるいは園児数の推移を見て統合すべきだという、この辺からが発端ですけども、それをやる協議しながら今年度当初予算において統合幼稚園について、統合やむなしという形で予算の議決をいただいたわけですから、統合についてはぜひ御理解をいただきたいと思っております。

それから、新しい幼稚園のことにつきましては、今現在の状況は設計者のプロポーザルをやりまして、優秀な提案を出していただいた中で最優秀の設計業者さんを今選定をしたところがございます。これから今議会で予算をお願いしていますので、そういう中で実施設計が済んで、そういう新しい建物の形といいますか、姿とかそういうものが見せれるようになった段階で何らかの方法なり町民の皆さんには発表したいと思っております。

○議長（木下康一君） 有田行彦君。

○1番（有田行彦君） 私は今年のマスタープランに子供たちが増えると、増加傾向にあるということだけを参考にお尋ねしてるわけではありませんけれども、町長がいつも言われるのは人口増、人口増だというようなことをおっしゃいます。必ずや1万人を目指すとか、そういった中で子育てのためのそういう施設をなくしていいのかと私は思います。

また、今年の久原幼稚園の卒園者は22名だったんですか、残念な数字かもわかりませんが、それで久原小学校の入学児童が63名だったんですか。昔だったら幼稚園の卒園者がそのまま久原小学校に入学していきよるんです。こういう状態を町長どういうふうに思われますか。

それから、実施計画についてはまだ決まってないということなのか、それともそういった下地は、あるけれどもまだ言えないとかいうことなのか。そういうところを保護者には

やっぱり説明すべきではなからうかということ、またその件について詳しくお尋ねしたいと思いますが、その点どんなんでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今おっしゃったように、小学校の人が行くほど幼稚園の方には、今もう便宜上はない状況です。ですから、いつかも申しあげましたかもしれませんが、子育て支援計画の中でいわゆる幼稚園未満の人たちの保護者の方に将来どこにお子さんを預ける予定されてますかというやっぱり預かり保育のある保育所のほうに圧倒的な要望が高いという状況でございます。

ですから、保護者にとっては必ずしも幼稚園じゃないというそういう、だから幼稚園プラス保育園が合体すると小学校でそれだけの人数になるということですので、本町の場合は公立の幼稚園は1カ所、公立の保育所を1カ所という形で、これから進めていこうということにしていますので、統合については、このように統合やむなしという決定の中で予算も議決いただきましたので、この件について再度議論をすることは、もう終了にせざるを得んのかなと理解していただきたいなど。

実施計画については今9月の予算に実施設計の予算もお願いしていますので、それが決定次第、設計業者の確定と契約を進めていきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 私は少数意見であったかも知れませんが、統合建設には最初から反対しておるわけでございます。そこで、当然のように納得いかない場合は質問させていただくということでございますが。

久原側から見ると統合幼稚園が山田へできれば久原は不便になると。今でさえ久原のほうが、比較するわけじゃないんですけど、久原のほうが山田よりか児童数は多いんですよ。そしたら、こういう不便さが重なってくると必ずしも統合幼稚園にやろうという意見が出てこんかもわからん。今さっき町長が言われること、保育園にやる率が増えてきますよと、町長自ら答えられましたが。もし定員割れとか、そういうふうなことがあったら大変なことになろうと思うんですが、その点はどうか考えられますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 幼稚園の場合は原則園まで保護者の方に連れてきていただくというのが原則になってるようなんですけども、現状実際は少し遠い方、周辺の近い方は保護者の方が一緒に歩いて園児と一緒においでですが、大半の方は車で送り迎えじゃないかなと思っています。

そういう意味で、少し久原校区の方には距離が伸びるかもしれませんが、その分

は御了解願って、ただ今いろいろ御不便かけてる園児をおろしたり乗せたり、あるいは駐車場とかいうのは、きちっと今回は安全な形で確保したいと思ってますし、特に久原校区の方については今の、まだこれは確定ではありませんけど何らかの交通、イコバス等を使った足の確保というか、どうしても車のあれが、できない方についての配慮は当然やっていかないかなとは当然考えていきたいと思ってます。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 実は、さきの議会でも質問いたしました。私は上山田区画整理地内に山田幼稚園を造ることに反対はしてないんですよ。新しく建てる時期に来とろうと思えますんで。

しかしながら、町長は久原に町立保育園、山田に町立幼稚園をとられますが、保育園は働いてる方しか預けることができないんです。そういうことから考えますと、先ほど町長もちらっと言われましたが、久原側から保育園に預けようと思ったら働いている親御さんでないと預けられないとかそういうふうなネックがあるんですが。

それで、実際子供の数は今、先ほどから言いますように久原が多いと、今後も宅地造成がされとる、久原に子供が増える、これはもう間違いない。そしてまた、先ほどから言いますように久原側は不便になる、これももう目に見えて明らかなんです。そういう状況下の中で、なぜ久原の幼稚園を廃園にして山田に統合するかと。保護者説明のないまま予算を上げ建設するのは町民の意思ではないかという声を聞くわけです。そこら辺の町長の考えはどうでしょうか。しつこいごたあですが。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 統合の必要性については議会でも議論していただいて、最終的に統合やむなしということで御了解いただいたんですけども、町民の方には昨年の各集落であった説明会の中でも統合の幼稚園の必要性というのはきちっと説明もしてきました。なぜ今の園児と将来という形とかですね。

そういう形で町民の方も大体、またPTAの方もお一つになるってことは御了解、御了解ちゅうか全く100%じゃないと思いますけど、御理解はしていただいているんじゃないかなと思ってます。

先ほどもちょっと言いましたように、統合でいろいろ現状で不便をかける部分、やっぱり何かプラスアルファということで施設もそうですけども、安全な施設、それから広々とした施設、それから多目的ホールを教室とは別に造ったり、それともう一つ今おっしゃった午後からの預かり保育を機能として持たせたいと思ってますので、そういう点でぜひ御了解いただきたいなと思ってます。

これから幼稚園にかかわらず山田、久原という校区分けじゃなくて久山町という形でいろんな財政面も出てくると思いますので御理解いただければなと思ってます。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 今年の町民座談会で、幼稚園、中学校は一緒、小学校は別々と、これは不自然じゃないか。それなら小学校も一緒にしたらどうかというような意見もあつりました。それで、結果的には町長が去年の町民懇談会の際に統合幼稚園の説明を十分されたというようなお答えでしたけれども、実はこのアンケートがあるんです。このアンケート、今年の4月にとられたんです。その中に統合に向けた説明が順序立てて全くないという御意見があるわけなんです。その点はどういうふう考えられるか。

また、実施計画を作成するに当たり、町民や保護者の声は十分取り入れる必要があろうと思いますがその点どうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） そういう声もあるかもしれませんが、お一人お一人に声をかけるんじゃなくて地区説明会を通してそういう御理解をいただいたと思います。

それから、計画に町民の方あるいはPTA関係者に参加をとということで、実は実施計画がスタートすると設計者と一緒になって幼稚園の先生、それからPTAの方、それから関係者、町民の方あたりに入ってもらってワークショップを十分とりたいと思ってます。

それで、大体のその設計というのは基本計画というのは、案というのを作って出してますので、その中で具体的にPTAあたりが活動するような部屋もありまして、それからトイレの配置とかそういう動線あたりは利用する側が使いやすいような施設にする必要があると思いますので、その辺は十分時間をかけてワークショップをとるといことも、この設計の資料の中に組み込んでますので、そういう面で十分反映をさせていただきたいと思ってます。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） ぜひ、まず私たちというより保護者、それから幼稚園の子供さんを持ってらっしゃる、幼稚園には行ってないけれどもというような保護者には、今町長が言われたようなことは十分説明すべきだと思います。

今回の10月18日のまちづくり座談会で出席されてる方は幼稚園の子供さんを持つてるような方、出席されてなかったですね。私も中久原を残すだけですけれども出席させていただきましたが。

先ほどから言われる町民座談会でも十分浸透ができるか、町長の考えが。このまちづくり座談会でもそんな出席者がなかったんですから、そこら辺もよく踏んまえて今後やって

いただきたいと思いますが、その点どうですか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） もう事業は進めてますので、そういう建物のこれからの幼稚園の建物のパーツとか内容が決まれば父兄に、役員を通してそちらにも知らせたいし、広報等できちっと報告をしたいと思います。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） これからは役員、幼稚園の保護者の対応について、重なるようなところもありますけども、しつこいなと思わんで聞いていただきたい。町長は具体的な絵ができた段階で現在の保護者会の役員を通じて正式な説明会を保護者に行うと言われましたが、現役員の任期ももう半年。その点はどういうふうに考えられていますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 現役員、PTA会長さんには両方集まっていたいただいて先生たちと一緒に今になって今の原案といいますか、基本構想に最優秀者が提案してる、そういうものについての説明はいたしました。最終的に実施計画になって若干変わってきますので、そういうのができた段階でまた役員の方には御説明したいと思います。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 大体わかりました。

しかし、具体的な絵ができていない状況下の中に、例えば5月のまちづくりシンポジウムで英語教育とかクーラーの設置とか、そういうのを話されたんですね、統合幼稚園の建設について。

そこで思うのは、クーラーとか英語教育とかこれ町の決定かどうかというのですが、あそこで話されたから。その点ちょっとお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 決定ではなくて、私はあくまでも自分の思いをずっと、ああいうところではしゃべっていくわけですから、私としては冷暖房も整備したいし、これからの幼稚園として英語教育なんかも、教育というよりも、ちっちゃいときから、できれば外人の先生に毎日じゃないですけど、英語に触れ合う時間をとれるような、そういうことも検討してるということ言ってるわけですから、決定じゃないとしゃべれないんじゃない、私はあくまでも町長として、そういう構想を説明会の中では、しゃべっていきますので、それはまた当然じゃないかなと思ってます。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 決定ではないと、新しい幼稚園の思いを語ったんだということでは

うけど、受け取り側はもしそういうことができれば、保育料にはね返ってくるんじゃないかなろうかと、そういう心配があるというようなことをおっしゃってますが、その保育料についてはどう考えますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） そういうことで具体的な保育料とか、変えるとか、そういう形じゃなくて、将来の構想として申し上げてるわけですから、保育料はそれが、どうこうじゃなくて全体的な各郡内の同じ公立幼稚園の情勢とか、そういうことを考えながら、必要なときは上げたりすることもおっしゃってます。新設になったからってこれを、当然そら経費は数億円の事業にかけるわけですから、これはすぐ保育料の値上げという形では考えていません。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） いや、私もそういう話を聞きますとある意味じゃほっとしてます。というのは、私も少数意見ではございますが、統合幼稚園建設には反対しております。そうすると、その大きな理由は保護者からいろいろな意見を聞いておるから、そういう立場になっております。

実際言うと、私の年からいけばもう子育ては完全に終わってる年でございますけども、将来、子供たちを育てていくと、それでこういう子供たちが将来久山を背負ってと思うと、やはりこれはどうかなという立場から再三質問させていただいております。

それで、この幼稚園については最後ですけれども、保護者会役員は職員じゃないです、御承知のとおり職員じゃありません。ところが、今度は保護者の役員の立場をちょっと言いますと、町長が6月議会で保護者会役員を通じて正式な説明会を行うと発言された。そのことで、役員の方たちは会議のたびに、保護者から車を持ってない人はどうやって山田に行くのかとか、あるいは延長保育や保育料などは、どうなるのかという質問があると。そういう言葉を聞くと、今役員さんは板挟みの状態という話も聞きます。役員の立場を考えれば早く説明会をすべきではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

幼稚園の今度運動会もあります。そうすると来年児の旗取りもあります。そのときに来年児の旗取りに連れてこられた最初の子供さんの親御さんも、やっぱりそういうところがいろいろと興味があると思います、関心があると思いますよ。そこで、その点をちょっと最後になりましたけども、お答え願います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 具体的な内容はこれからしっかり詰めていく予定にしていますので、その時点で、当然預かり保育にしても、今おっしゃった車のない方について、どうするかと



ということで足の確保、これを含めて検討し、まだまだ意見も聞かないかんわけですから、十分。そういう中で適正な時期に、そういう説明会を役員の方にもしたいと思っています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） ぜひ保護者、役員の方の意見は十分聞くべきであると思います。それから、現場の職員の方の意見も聞いていただきたいと。そして、事を進めていただきたい、そういうふうに思います。

それじゃあ次に、平成21年に制定した久山町土地区画整理貸付金貸付規則についてお尋ねいたします。

国策である地方創生事業、人口増確保に沿った上久原土地区画整理事業の町からの支援については今年3月にて終了しました。組合員に対し土地区画整理事業に要した貸付金について質問いたします。

上久原土地区画整理事業や町からの支援は今年3月にて終了した。事業を施行する組合に対し、土地区画整理事業に要した貸付金の総額と現在の残高、また国からの貸付金はどのようになっているかお尋ねいたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 上久原の土地区画整理は組合法によって組合で事業を実施されてるところでございます。国の都市開発資金の貸付制度に基づいて、平成21年度に6,000万円、平成24年度に1億円を当組合に貸し付けをしております。そのうち6,000万円は平成25年度に償還をさせていただいておりますので、現在1億円を貸し付けている状況です。

1億円の2分の1、5,000万円が国からの資金で無利子で借り受け、町からの5,000万円をプラスして組合に貸し付けている状況です。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 貸付金の償還金額と期間はどのようになっていますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 貸付金の償還期限は平成29年9月に5,000万円、それから平成34年3月に5,000万円を償還してもらう予定になっています。29年9月20日、それから34年3月20日が期限でございます。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 国への貸付金も今まで言われた同じ条件でされるということですか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 同じです。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） では、国への償還は確実にやっていく必要があるかと私は思います。

そこで、組合の平成24年度の決算報告では、支出の部で借入金償還金として平成24年度予算では1億8,090万円を組んであったが、決算額では7,000万円だと。平成25年度予算では借入金償還金は1億6,000万円組んであったが平成25年度、26年度の決算報告を見てないので確定的なことは言えませんが、こういった内容等を見ると償還期限等が守れるか不安な点があると思いますが、組合からの毎年度の実績報告書や資金調書はどうなっておりますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 詳しい数字はちょっと私のほうではわかりませんが、いずれにしてもまだ償還期限には猶予がありますので鋭意にですね、組合も努力して保留地を今処分に取りかかっておられる状況ですので、常に町のほうも早く処分をなさいたいということで、また相談があれば相談に乗って、事業者のあつせんとか、あるいは土地の部分についても町としてもできるだけサポートは今してるところでございますが。

まだまだ償還期限がありますので、そのうちに保留地を処分するという形で今組合も進んでありますので、そういう形で今努力してます。具体的な数字はちょっと、あれやったら議会が終わってでも。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） じゃあ、償還金に充てる財源の内容は保留地を処分してからということでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 組合は保留地を充てるようにしてあります。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） じゃあ、保留地はどのくらい今ありますか。これはちょっとお聞きしたいと思いますが。

○議長（木下康一君） わかりました。

町長。

○町長（久芳菊司君） 現在の未保留地の状況は7区画、面積は約2,600平米、約8,700万円。2,600平米です。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） じゃあ、保留地だけで償還金を充てるという考え方でしょうか。そうすると、8,600万円じゃ1億円じゃ足りませんから、その点どうなるんでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 残りは現金を持ってあります。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） じゃあ、現金があるということで私も安心いたしました。というのは、やはり国に返すお金が返されなかったら町は連帯保証人の一種ですよ。それで、国にはきちっとまずは返さないかんだらうなと思います。

それで、保留地につきましても他に使うということのをせないように指導せないかんと思っています。その点どうでしょうか。

民間であったら担保物件で抵当権の設定とかしますよね。それが抵当権の設定とかあれば国や県の権利は確保できますから、その点、町はどういうふうに保留地に対してはされてますか。

（町長久芳菊司君「保留地」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） ちよっともう一度。

はい。

○1番（有田行彦君） いや、この保留地を処分して充てるということでしょ。そうすると、もし仮にこれは先の話になるかもわかりませんが、仮にその保留地を組合が処分して、例えばほかの目的に使わしちゃったとする。いわゆる工事が完了してなければほかのところに使うとかいうことになると8,700万円がますます減りますよね、そうでしょ。今でさえ1億円返すのに8,700万円じゃ足りないんです。だから、国や町の担保、本当言うと後から聞いたかったんですが、担保物件を差し押さえてるかということのを私は聞いたかったんですよ。その保留地を売って返すということであれば、そういう町や国の権利は確保する手だてをしてあるかとか聞いてるわけです。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町はちゃんと組合との契約によって貸付金を貸してるわけですから、組合はその担保として理事さんが保証人となってありますから、今おっしゃったように保留地を別の途に使ったんじゃその償還はできなくなりますので、それは組合の責任で、きちっとしていただくことになります。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） この規則の中にそういうことも含めて第5条、物的担保という項目があります。貸付金以上の価格の土地を、不動産を担保でとりなさいと。国の貸付金の条件も担保物件をとりなさいと、こういうふうな都市開発資金貸付要領の中に、国は担保物件をとりなさいよと言ってんですよ。

そしたら、これ担保物件をとってなかった場合、国に対しては、どういう説明をすべき

であろうかと思うんですが、もしものことがあったら、今でさえ私は、はっきり言うと8,700万円じゃあと現金があるって言われたけど、その現金、私見たわけではありませんけれども、確実に国に返さんと今度は、そういうことについて国に対して、どういう説明をされるんか、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） これは結局組合が町を通して国からと町から、お金を借りてあるわけですから、そのときにきちんと担保物件は設定してあるわけですから、町が国に対して責任とかなんとかじゃなくて、これは組合と町と国に対する約束事ですから、町がどうこうという形ではないんですよ。だから、きちっと組合は契約、約束事を履行も当然していただけたらとも思ってますし、その計画で進めていただいているわけですから、そういう状況で私たちはそう考えてます。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 私は当然それはお互いが決めたことは守らないかんですよ。それで、そのために新たな借用証書も、もろうてあるんだろと思いますが、平成21年に何でもこういった、なら、そういうことをまとめましょうって言えば、何も平成21年にこういう設定はしなくていいと、久山町土地区画整理組合貸付金貸付規則というのを作ってあるんです、町は。その中に第5条連帯保証人、保証人や連帯保証人の取り決め。第6条が物的担保についての取り決め。

だから、町はこういうことを自ら放棄していいんでしょうか。自分で決めた約束事、法律、法的なものを、条例で決めたものを。だから、それをしておりませんということだったろうと思います、町長としては。担保物件とってますということであれば、じゃあその担保はどういった不動産ですかと。その不動産には、例えば民間では先ほど言いますように抵当権とか設定してあると。もしものことがあったらということで抵当権とかが設定してあればどうしとるか。

よく民間で聞くのは、銀行からローン借りて家を建てた。ところが、ローンを払えない。じゃあ、それを払えなかったらどうするかということになると、家屋敷に抵当権を設定するんです、銀行なりが。最悪払えんやったら競売ですよ。そういうことにならんようにするために、この区画整理貸付金貸付規則の中に担保物件等について決めてあるんですから、どうですか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 一応組合のほうから保留地を担保物件として上げていただいています。保証人は組合の理事さん数名で保証人という形で計画をしてるところでございます。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） その件は先ほど町長から話聞きましたから。しかしながら、自ら担保物件とか保証人とかいうのをちゃんと5条、6条でうたっているながら、それでいいのかなと私は思うんですよ。

当然、借用書を出されたときに、そういった内容は検討されてると思いますよ。借用書出された。借用書を出したら、お金を交付しますよという項目もあります、あれが8条か何かにあります。そして、その上なおかつ、こういう6条、5条を決めてある。そして、なおかつ今の説明では保留地で8,700万円ですよと。しかし、その保留地だけでは1億円は返さないと。私は現金ですよと町長言われましたけど、私はその現金を見たわけじゃありませんが、そこで一番私が心配してるのは、国に返さなくちゃいけない、最低その物件は確保しとかないかんじゃないですかとこう言ってるわけですよ。その点もう一回。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今現在は担保物件に抵当権の設定までは組合との関係ではしてないということです、法的にそれが今組合としてる契約の中で、今有田議員がおっしゃったようなときに対処できないものかどうかというのは、ちょっと再検討してみますし、国のほうとも、そういう実際の状況の中で、こういう形ではいけないのかということも、また調べたいと思います。

今現在は登記上の抵当権の設定はしてない状況ですけども、私は担保物件ちゅうのは保留地の面積を十分確保してますので組合がそこをきちっと処分してしていただけるものと思ってますし、契約上にきちっと保留地の地番もつけているわけですから、これで大丈夫なのかなとは思ってますけれども、不動産上の取引の関係で今、有田議員がうる言われましたが、その辺もう一度確認して、不備であればまた組合のほうと協議したいと思えます。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 国は、しつこいようですが、都市開発資金貸付要領で担保物件も、ととときなさいよということが条件ですよというようなことをうたっております。

そして、この国の条件の中に、例えば区画整理地内に集会所の公共施設を造ることを条件にしてるんでなかろうかと思うんですが、その点どんなふうですか。国の貸付金で区画整理内に集会所等の公共施設を造りなさいよとかいう条件はあるのかどうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 課長答弁よろしいですか。

○議長（木下康一君） はい。田園都市課長。

○田園都市課長（實淵孝則君） 事業計画、現在集会所を造るとかいうことはありませんので、義務づけはなされてないと考えます。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） それでは、恐らく、ああいうふうに家が込んできますと、戸数が増えますと集会所等が欲しかろうと思うんですよ。後日、この集会所も造ってくれていようその方々も町民になられますから、町民になられたときに町は、どういうふうに対応されますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 要望が出ればそのときに対処せないかんけど、区域内にはまだ町有地もたくさん残ってますので、あれだけの戸数ができれば、今、有田議員がおっしゃったようなことも将来的には出てくる懸念はあると思います。町有地としての確保もまた、しときたいと思います。

○議長（木下康一君） 有田議員、集会所の件はちょっと通告がありませんので。

（1番有田行彦君「一応関連ということで理解していただきたいと思います」と呼ぶ）

お願いします。

（1番有田行彦君「そういうふうにながちがちに言われると町長これ議長これ聞いていいですかって一々聞かないかんくなりますから。その辺お互い、町長、執行部は政治のプロでございまして、私たちはほら、兼業でございましてから」と呼ぶ）

はい。

○1番（有田行彦君） それから次に、平成28年3月に県道猪野篠栗線は供用開始と聞くが、土地区画整理事業は工事完了したかどうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 組合、いわゆる町との関係の事業としては終了してます。関係等は終了してますけども、県との、いわゆる県道との関係の工事は、まだ未完了のところがあるということでございます。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 確かに県は来年の3月には開通するというようなことを定めておりますね。私は町長にお聞きしたい。この県道についてはもう県が当然造ることではありますが、県の来年3月に供用開始ができるかどうかを聞きたかったんです。

というのは何かというと、以前東久原に26年11月12日の事業報告会では東久原交差点工事については今年の10月に完成しますよという話なんですよ。もう来月ですよ、今年の10月いうたら。もうあそこ一帯は延び延びなんですよ、工事が。だから、私はこの点心配しとるから聞いているわけです。日程についてもう一度。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 県道の日程についてはこれは県事業やから私のほうで確定とかいうのは申し上げられません。ただ、県も鋭意予算確保を努力をしていることだけは協議の中で聞いてますけども、今のところは私たちが聞いているのは来年の3月までに終了させて26年度から供用開始ということでございます。

ただ、久山町も、今、県もそうでしょうけど総合運動公園について、それから上山田の今区画整理してるとこの道路についても全部交付金事業なんですけども、大きく27年度されてるんですよ。だから、そういうことが県もあれば、どうかなというちょっと心配はありますけども、今のところは変更とかなんとか、いうのは聞いてないです。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） というのは、やっぱあそこへ土地を購入して家を既に建てていらっしゃる方に対して、ここは県道が通るとですよというような説明はされとると思うんですよ。いつまでもそれができなければ、その方々もどうしてかいなという考え方はあるだろうし、また町民の方もそういう日程どおりいかんというのは、なしてかいなということもあろうと思うんです。だから、今回力強く県に要望していく必要があろうと思います。ぜひそれはやっていただきたい。

そこで、もし事業が完了してるというふうな解釈であれば、恐らく組合から実績報告書やら資金調書やら進捗状況書が組合から受けてあろうと思いますが、その点はどうか。それがあると資金調書の中にも、なぜそういうことを言うかということ、資金調書があれば貸付金の先ほどから言われます足らん分は現金で払うとかいう、あ、ここにあるなというふうにわかるんですけど、どんなもんですか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町の方は完了してるというのは、町の道路とか町の事業関係では26年度に終了ということでございます。

ただ、組合内部の工事については宅地の修正とかいろんなことがまだ残ってる状況であります。それと、先ほど言った保留地の処分とか、そういうものが確定できないと精算っていうのが、まだできてない状況です。私のほうではそれ以上のことはつかめてません。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） そしたら、ここへ規則にうたってある事業実績報告書、あれは16条ぐらいたったのですか、には完了した場合は30日以内に事業実績報告書及び資金調書、それから事業進捗状況、これを提出しなさいというのは、まだ出てないということですね。ということは、まだ完了してないということですね。

○町長（久芳菊司君） 課長にさせますね。

○議長（木下康一君） 田園都市課長。

○田園都市課長（實淵孝則君） 26年度の組合等の貸付金事業の実績報告書は出てます。町長が今言ってたのは、26年度でまだ未整備の組合事業があるということです。それは組合のほうから聞いているのは9月末ぐらいで、要は整地関係の工事が完了するというふうなことで聞いてます。それにつきましては27年度の実績報告の中でなっていくと思います。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 私は3月議会に、町長、あなた今の現状を見ると工事は大丈夫ですかと、もう少し町から3月で終わりということじゃなくて、もう少し支援せないかんじゃないですかというふうなことを言いました。ここで今尋ねてるのは、もう支援は、再度聞きますが、支援は要らないということですか、いわゆる町からの支援等は要らないということですか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） その支援というのはどういう支援でしょうか。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 例えば工事代金とか、工事が終わっとらんなら、工事代金のつなぎとか、つなぎ融資的なことはもうしなくていいのかと3月議会でも聞きましたが、今でもちょっと念を押して聞きたいんですが、どうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） それはもう町としてはできないと思っております。

（1番有田行彦君「わかりました」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 次は、観光交流センター、食のひろばでちょっとお尋ねします。

前2人の議員の方が御質問されておりますから、重複しとる点は勘弁いただきたいと思っております。

観光交流センターの道の駅・食のひろばについて、8月18日から始まったまちづくり座談会に私も出席させていただきましたが、出席して思ったことはこの事業は平成26年度当初予算を組んでやってなかった、ここに大きな問題があったのではないかと。総事業費約8



億1,000万円、特に町の負担金3億9,500万円は議決は、議会は可決してない。議会在可決してない事業を昨年町民懇談会で資料を配って町長が説明し、それから1年たって町民の反応も薄くなってきているように感じます。一度白紙に戻し、町民の意見を聞きながら考え直したらどうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 観光交流センターにつきましては先ほど当初からの流れをお話ししたわけですが、26年度の当初予算に上がってなかったということ、それはなぜかといえば当初は25年9月に道の駅、観光交流センター事業の基本計画を作る予算を承認いただきましたので25年度でこれを作って、26年度からスタートしようという計画で進めていたんですけれども、再三言いますように、26年2月、年明けて国交省のほうから都市再生整備事業の25年度分の予算が余裕があるから活用しませんかという、お話をいただいたので、それを活用することによって、先ほど言われたように、いろんな起債面で3,000万円ぐらいの町にとって効果があるということです。この予算を確保したいということで25年度予算を確保してそれを、実際もう3月ですから事業を行う期間ないわけですから、当初町が考えていた26年度事業に、その予算を使うということで26年の3月議会で補正予算として上げさせてもらったんです。ですから、当然26年度にはまだ当初予算というのは上げることは要らないわけで、25年度に先取りした予算をもってやっていこうと。

町民説明会のときには予算決定とかじゃなくて、これからこういう事業の計画をずっと町民の皆さんにしてたわけですから、事業をやるときには計画の段階ですべて説明していかないかんわけですから、可決した予算を町民の方に説明、これはまた町民にとってもう決まったことという形になるのだから、あくまでも町民に説明したのは事業構想を、考えを説明したわけです。

ですから、8億円とか町の事業がそのうち4億円とか、持ち出しが4億円とかそういう形を基本に県や国と協議しながら事業を進めていって、また予算を計上すると、これが普通の事業の進め方だと思ってますので、そういう形でこれまで来たということでございます。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 私たちが反対してきておりますので、過去のことは、もうルールとして余り言いませんけれども、ただ私が言いたいのは平成25年の9月議会で食のひろばに出資500万円、それから調査研究に700万円近くを上げられた。それから、次の26年度の当初予算を組むための予算査定とか、そんなことしてあると思うんですよ。

そしたら、当初から予算査定とか予算を組み立ててあるなら、何も国の補正予算が、ど

うだこうだというのよりか先に、結果的には国の資金1億9,000万円確保するために町の負担金3億9,000万円、500万円足す、それから、県の負担金2億4,000万円足す。何かそこら辺がよく理解できないまま、実は7月16日にこういう8億1,000万円ぐらいかかるような道の駅ですよと、こう言うもんだから、あなたが言うたもんだから、松本議員は言わっしゃるごと、そら我々が考えとったのと違う。松本議員ともよく見に行っていましたよ、木の葉ガーデンとかいう、あるいは、ひとまるの里、新宮の、これなんかは、いいなと言うと。そういうところは8億円もかけている建物じゃないですよ。

それで、私は十分これは説明が行き届いとらんなど。そじゃけ、これを一度白紙にして、また町民の考えを聞きながらやり直したらどうかと思いますが、その点どうですか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 何度も同じような形になるかもしれませんが、今ここに来ては先ほどから言われるように8億円とかそういう、町の持ち出しは何度も言いますけど4億円ですけれども、事業費がちょっと大き過ぎるんじゃないかということであれば、僕はそこに論点を集めるべきだろうと思うんですよ。先ほどから言うように、これが必要な事業、ここに来てはぜひ有田議員もこの事業が必要か必要でないところをやっぱり真剣に議論をさせていただきたいなと思っています。

私は、先ほども言いましたように、25年9月からスタートして、そのときに皆さんやろうやっという事で来たわけですから、しかも国の有利な予算を確保して、そのときも議決、可決をいただいたわけですから、もう国と協議しながらスタートしてきたわけですよ。

ところが、この時点においてそういう施設の町の持ち出し分についての議論とか経営について大丈夫かという議論があったから、じゃあ先ほど言いましたように、その部分の規模も合わせて、じゃあもう一度最初からというのは内容を変更することは今からでも可能だと思います。

ただ、この事業を切るということは、再三言いますように今後もうこの国の補助金の活用はできないんだということを認識していただいて、それをやっぱりすべきじゃないと思うから、私は25年度に1億9,000万円の予算をいただいたときに、これを全部というのは議会でも4対5で分かれてるような状況ですので、これを全部執行することは、これはだめだなと思いますので、ただ国との事業を切らないために最低、用地費の6,000万円ほどを執行をさせてもらってます。

だから、当然議会が言われるように、そこで意見が二分してる状況ですので、そこはちょっと慎重に置いといて、これから再度協議をしていただけたらなと思っています。再三白

紙、白紙と、白紙というのは、どういう状態になるかということをご理解していただき、白紙じゃなくても得る再構築というのは可能だと思いますので、私としてはそれをぜひお願いしたいと思います。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 私たちは今日まで反対をやるとして述べてまいりました。そこで、町民、議会が納得すれば9月議会だけでなく先もあります。また、昨年12月8日に都市再生整備計画の第1回変更やら出してあります。変更やら出してあるから、国土交通省に出してあるから説明すれば国土交通省も理解されると思うんですよ。

それで、これを私が今言ってる意見をどのようにとられるかわかりませんが、ひとつこういう意見もあるということだけは聞いていただきたい。

それから、観光交流センター事業の中で反対してるもう一つに、国史跡首羅山遺跡関連、この前もその関連のガイダンス施設意見交換会が8月7日、9月4日に実施され、私も出席しました。私は首羅山事業はぜひ進めていきたいとの思いから、出席者の皆様の意見も聞きました。私は町長が話されている道の駅観光交流センター事業で首羅山遺跡事業を考えるべきではないと思っております。

そこで、首羅山遺跡事業と道の駅観光交流センター事業は切り離して考えるべきだと考えております。また、そのとき、出席者の皆さんがガイダンス施設について、いろんな意見を述べてありました。

そこで、10月2日にまた考え方のまとめが予定されております。ぜひ町長も出席していただきたいと思いますが、その点どうでしょうかね。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 首羅山は首羅山で、いわゆる文科省の、これは補助事業で遺跡調査をやっています。その後の公園整備というのは、首羅山指定区域内に限って、若干そういう補助事業というのは活用できると思いますけども、今お話しされてるような白山神社の手前の農地、あの辺をガイダンス施設あたりをとということで、今教育委員会のほうで町民の皆さんとそういう研究会をやっているんだろうと思いますけど、これはもう町の単独でしか、やる手法は今、ないと思います。

ですから、今回の観光交流センターというのは、その観光交流センター施設だけを整備するんじゃないで、それを含む上久原の一带の農地を含んで、猪野から首羅山を含む一定のエリアの範囲内で、その活性化事業の中で拠点として、基幹事業として、じゃあ観光交流センターをやってみようとか、そして猪野、首羅山にかけての、そういう観光案内板とか、いろんなものを一緒に整備していきましようということで、じゃあ文科省の補助事業

を使って今のガイダンスのとができなければ、この都市再生整備事業では観光交流という形で、そこに交流広場という形で用地を確保することができるから、今はその計画の中に7,000万円ぐらい予算を上げているんですよ。だから、それは絶対、それは国交省の事業はやらないで、首羅山は首羅山の金を使えばいいっていうことをおっしゃいますけれども、それはあくまでも町単独費用を投入せざるを得ない。ならば、こっち側のそういう事業の中で、その用地が確保できるのであれば、やっぱり私としては、要は町にとって何が得かということをお我々は常に考えて、国とか県の金を引っ張ってきてるわけですから、これは文科省の事業だから文科省の予算でやるべきだ、これは国交省だから国交省でやんなさいという形、それは補助事業はそうなってますけど、町としてはそれをいかに町の負担をなくすために活用するかということ、そういう形でしてしますので、その辺はぜひ御理解いただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 時間がなくて申しわけないですが。

○議長（木下康一君） 簡潔にお願いします。

○1番（有田行彦君） 簡潔に言います。

ガイダンスのところには7,000万円かけてと、観光交流センター事業は3億9,500万円、そういうことから考えると、観光交流センターでやるというのは、私は今でも納得いきません。

そこで、観光交流センター事業の中の食のひろば、会社それは25年度のときに説明された株式会社食のひろばの定款の中には、準備会社だとか、それは何もうたってない。それで、そのスケジュールによると、もう既に1,400株、そして出資者を募集しとかないかん。しかし、現在もその出資者は何もありませんよと、当然のごとく町長言われるけども、なら当然、株の配当もないということであれば、もうこの株、500倍の株は（株）食のひろばに買い戻させたらどうかと私は思います。これはどうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 出資者を当然募つとかないかんていうことですがけれども、何のための出資をするんですかね。肝心の事業ができるか、どうかわからない今の状況の中で、出資者に相談もできない。出資者も、当然そういうところに出資するはずもない。原因を作ってるのは町のほうなわけですから、その状況が確定しない段階で、せっかく皆さんが同意のもとで作った会社を、もう配当がないからだ、どう考えても私にはちょっと理解できないんですけどね、そういう状況を作っているのは今の町の状況であって、それがゴーということであれば、先ほど言いましたように大体的見通しはつけているんですよ。だけん、

それはその、肝心の事業出資をお願いする事業そのものが成り立つか成り立たんかわからぬのに、民間の方に出資してくださいとは、これは当然言えんじゃないですか、と御理解いただけたら。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） （株）食のひろばについては、観光交流センター事業が白紙になるとなれば、当然のごとく白紙にせないかんとおもいます。それで、現在、後々またしようと思えば、これ準備会社を作るとか定款には何も書いてないんですから。新しく起こせばいい、私はそう思います。

それで次に、やっぱ今度土地を購入されて、それが所有権の移転が3月13日、支払いは4月9日、それで土地の場所が変わったことについても議会には何も説明があっておりません。それで、その購入したものの財源の内訳、恐らく5,600万円近くの財源については、国交省の5,199万円を買うたということだろうと思いますが、それでも440万円ばかり少ないんですね、不足してるんですね。この440万円はどういうふうに補ってやられたか、ちょっとお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 用地の購入の内訳ですけども、財源としては社会、要するに国のお金ですね、整備交付金5,166万5,000円を充てています。残りは公共事業債、起債を充てます、440万円ですね。

（1番有田行彦君「いいです。あとは委員会で聞きます」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） これで午前中の会議を終わります。午後は1時30分より開会いたします。

休憩に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時15分

再開 午後1時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） 午前に引き続き午後の会議を始めます。

2番山野久生議員、発言を許可します。

山野久生議員。

○2番（山野久生君） 私はまちづくりについてお伺いします。

これからのまちづくりについては、行政が行うだけではなく、そこに住む住民の参加に

より、よりよいまちづくりになっていくと考える。

町長は、5月のまちづくりシンポジウムにおいて、住民と一緒にこれから個性のあるまちづくりを目指すという話をされた。現在、観光交流センター事業はストップした状態であるが、町長は今後具体的にどのような住民参加のまちづくりを目指し、具体的にどのような方法で達成しようとしているのか、今回伺います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まちづくりについては、広い範囲が考えられますけれども、その中で地域の皆さんの活力、それから町全体の活力といいますか、こういう元気な地域社会にするためのまちづくりについては、山野議員がおっしゃったように、これは行政だけでは達成することはできない。やっぱり行政と、特に地域住民の方とが一緒になって、いわゆる共同参画といいますかね、協働のまちづくりというのはそういうものじゃないかなと思っています。

私は、さきのまちづくりシンポジウムでは、これからは地域の魅力を生かした個性的なまちづくりを目指していきたいといった内容のお話をいたしました。

本町は、これまで一貫して健全な土地利用、それから地域社会の健全な経済とコミュニティー、そして人の健康といった、土地と社会と人の健康、この3つのことを柱として行政を進めてきた町であります。特に昭和40年代に、これは国が国土開発を国を挙げて進めていく方針を示してから、全国の自治体はその方向に向かったのに対して、本町は頑として、今言ったまちづくりを進めてきたところであります。ある意味、住む人にとって、本当に理想の町を目指してきた町ではないかなと思っています。当時は理想郷、いわゆるユートピア構想として町民の方にも周知を、また賛同をしていただいたところではないかなと思っています。

しかしながら、年月がたち、社会情勢も変化していきますと、日本経済の低迷や少子・高齢化の進展、そして人口減少、第1次産業の衰退、そしていろんな町民の方のニーズも多様になっていく。そういう中で、いろんな社会的な課題が出てまいっておりますけれども、これは本町においても、また同様でございます。

本町におきまして、理想とする町をこれから求めていくに当たっては、このままだ、じっとしておるだけでは、ただただ町は衰退していくのではないかなと私は考えています。これらの課題を解決していくには、それまでのような前例を踏襲では解決できないのではないかなと思っています。本町のような小規模な自治体におきましては、これまでの町の魅力や素晴らしさを再確認し、それを活用して発展させなければ定住人口の確保、あるいは町の産業の活性化は困難ではないかなと考えます。そのためには、行政だけでは限

界があり、行政、そして住民、そして企業が一緒に考え、それぞれの役割を果たすことによって、その成果が大きな成果を上げることができるのではないかなと考えているところでございます。

今回、観光交流センター事業につきましては、いろいろ議論が出ているところでございますけれども、今回それと離れて猪野・山の神整備研究会では、住民の方や生産者だけでなく企業の方なども含めて大勢の皆さんで議論していただいた結果、拠点の役割を含めて未来につながる提案が出されております。改めて行政主導だけのまちづくりではいけないと、私も考えさせられたよい機会になったと思います。

今後このような考え方や仕組みを定着することによって、まちづくりが一過性でなく継続性を持って発展していくものと考えます。これから、できるだけシンポジウムあるいはワークショップなどを取り入れて、町民参加のまちづくりを進めていきたいと考えています。

○議長（木下康一君） 山野久生議員。

○2番（山野久生君） 私も、町内でシンポジウムやワークショップ等を継続的に開催することで住民参加の機会も増え、町内のまちづくりの機運もおのずと高まってくると考えます。

しかし、ワークショップ等で考えられた内容を実行に移すことが、次のステップとして大事なことと考えます。他の自治体の地域活性化の成功事例を調べてみると、必ずキーパーソンとなる人材が地域にはおられます。本町においても、さまざまな分野での専門的な知識を持った人材、リーダーシップを発揮できる人材の育成が必要ではないかと考えます。今後の、行政職員だけではなく町民も含めた人材育成についてどのようにお考えですか、伺います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） おっしゃるとおりだと思います。よくまちづくりは人づくりだということは従来からも言われてる、まさにそのとおりだなと思っています。いろんなワークショップをすると、我々が考えてる以外の視点からもいろんな素晴らしい意見や案も出てくると。やっぱりこういう取り組みは、今後も続けていく必要があるのではないかなと思っていますし、今山野議員がおっしゃったように、問題はその後の実行をいかにしていくか。その中心となるのは、役場職員というよりも、そういういろんな拘束を受けない、自由に物が言えて自由な発案、行動ができる、そして地域を引っ張っていただけるようなキーパーソンの存在というのが必要かなと私も思っています。

人材育成については、住民参加の機会を作ることと両輪で進める必要があると思いま

す。現在、町職員につきましては、各課の業務内容にかかわらず参加できるまちづくりに関する研修会というのを設けておまして、引き続きこのような職員向けについても実施していく考えであります。

また、町民の方に関するものは、現在はその制度化まではしていませんけども、やっぱりまちづくりの講師等を招いての研修の場や勉強会の開催などを進めていくべきではないかなと思っています。

また、既に町内のまちづくりの活動といいますか、取り組んでおられる方たちもあるわけですから、そのような方たちのスキルアップするためにも、そういうものが必要な、研修会だけでなく、場合によっては、そういうまちづくりのリーダー、活動する人たちを先進地の視察とかに連れて行って、そういう制度もあって、いいのではないかなと思っています。ただ、そのときには誰もが納得いただけるような制度をきちっと作る必要があるかなと考えます。このような形で人材育成をしていきたいなと思っています。

○議長（木下康一君） 山野久生議員。

○2番（山野久生君） 最後に、町内のまちづくりの機運が高まるのは、行政だけではなく議会もその一翼を担っていると考えます。私も当事者として住民参加について考えていきたいと思しますので、引き続き行政として取り組んでいただきたいと思します。

これで私の質問を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、3番阿部文俊議員、発言を許可します。

阿部文俊議員。

○3番（阿部文俊君） 私は2つの質問をしたいと思します。

まず1つ目は、小・中学校のエアコン設置、それともう一つはオリーブ栽培の今後の展開について、この2つでございます。

まず1つ目は、去年の6月と9月に、小・中学校にエアコンを設置する考えはないかと、2度ほど質問しましたが、町長、教育長ともに前向きな回答でなかったかのように私は感じました。そういう中で、郡内でも志免町が9月に補正し、設計を考えているそうでございます。また、エアコン設置は、志免町の町長の公約でもございます。本町はどのように考えてあるのか、町長にお伺いいたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 小・中学校のエアコンにつきましては、今おっしゃったように糟屋地区内でも、今実行してあるのが粕屋町さんでございます。志免町も今度の選挙の公約についてということになっているようですけども、決して前回の阿部文俊議員の質問に対して消極的という立場ではございません。ただ、いきなり、その実態も把握しないと、やりましょ



うというわけにいかないのと、今は本町も大規模改修、学校関係はずっと今やっておる。今中学校、久原小学校という形で、次には山田小学校に当然入っていくことになりませんが、そういう財政的な計画を当然見通しながらやるんですけれども、今現在学校関係については、さきに出された中学校給食の問題、そしてこの小・中学校のエアコンというのがもう大きな要望事項といたしますか、やらなくてはならないものかもしれませんけれども、今現在の、町は当然財政計画に基づいてやっていきますので、今5カ年の29年度までの計画の中で、両方ともその事業予算というのは組んでないわけですから、財政計画の見直しなどをする中で、また議会も当然同時にはできないと私は思っています。いろんな事業もそういう、ありますので、そういうところをまた検討願いながら、きちっと財政計画の中に入れて実施時期を見ていきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 阿部文俊議員。

○3番（阿部文俊君） このエアコン問題は、久山町周辺はもう確かにどんどんと増えていますが、なぜ増えるのかと思いましたが、私も若いころは、今からもう40年、ほぼ今から40年も50年も前ですけども、運動場に水をまいたら先生から、冬ですね、水をまいたら怒られた。何でかといったら、水をまくと自然に凍ってそこがスケートのようになって、人が通ると危ないよという形で、あの時代は、それだけ温度も今みたいに上がってません。ところが、このごろでは、日本全国、気温の異常気象というかどうかわかりませんが、熱帯のほうからの熱帯魚、それとかサメとかいろいろ出てきて温暖化というのがどんどんどんどん進む中、年々この気象状況が悪影響を与える中で、前回も申しましたようにPM2.5という問題も、中国のほうで、中国といったらまずいけども、向こうのほうから降ってきているという状況が年々増えつつある。

そういう中で、私は本当に子供たち、大人もですけども、そういう中で先生と子供が学ぶ中で汗水流して、そしてまた集中できない子が出てきたり、教えるほうも集中できない先生がおられても、またそれも学校の教育の中でも成績が下がるようなことになっていけないと。まして、よその町では、そういうんでクーラーをつけることによって40日の夏休みがちょっと短縮されて、ふだん安心して父兄が、片親が、親が働いたりされる中で、そういうふうなきちっとした安心して子供たちを小学校に預けることができる、そういうふうな環境作りも一つの一環じゃなかろうかと思ひまして、こういうテーマを出させていただきました。

そういうようなことに関しまして、町長は今後そういうふうなことをあわせながら、できれば早く設計段階等もやっていただきたいし、久山町は住みやすい環境のいいこの緑があるようなところに、外からでもどんどんどんどん若い家族が増えたりするようなことに

至るんではないかと思ひまして、いたしたわけでございます。それに対して、ちょっと町長はどうお考えでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） おっしゃるとおり、温暖化は年々進んでいるのはもう間違いないということだと思います。子供たちができるだけいい環境の中で勉強させたいという思いは、私も一緒です。

ただ、先ほども言いましたように、大体志免あたりが今予算化とかされようとしてますけれども、本町で、あつ、志免町が小学校4校と中学校2校のあれで、特別教室などを含んで大体3億3,000万円してありますので、それからいったら半分ぐらい、久山町は半分以下だったかな。それで、何か1億……

（「大体です」「1校当たり5,000万円ぐらい」と呼ぶ者あり）

1校当たり5,000万円だそうですね。そうすると、やっぱり約半分、1億5,000万円ぐらいの予算になるとか。また、中学校で完全給食を自校式でやろうとすると、ランチルームとかすると、これは何もかんもで4億円近くになるんじゃないかなと思ってますので、それにまたランニングコストが要るから、何としてもこの財政との、にらみといいますか、調整をきちとした上で、やらないといけないかなと思っています。ただ、今議員がおっしゃったように、当然進める形で検討していく必要はあると思っています。

○議長（木下康一君） 阿部文俊議員。

○3番（阿部文俊君） 大体財政の問題もいろいろありましょ。一對のクーラーをつけると、また来年もつけるというふうな財政じゃないと思います。一度つければ、もう少なくとも5年から10年、都合よう使えば20年という形になると思います。それは財政の面から考えましたら、年にどれぐらい使うかというふうな計算がおのずと出てくると思いますので、そこらようと考えていただきたいと思います。

次に、2番目に移りたいと思います。2番目に、これは教育長さんにお尋ねします。

昨年9月の議会でエアコン設置をとということで、先ほども言いましたけども。粕屋町の小・中学生との体力及び健康面で比較、調査をされるという答弁をされましたけども、その後はどうなったのか、また今後どうしたらいいのかというのをちょっとお聞きしたいと思いますが。

○議長（木下康一君） 教育長。

○教育長（中山清一君） それでは、健康、体力の調査結果について御報告をさせていただきます。

久原小学校、山田小学校の合計の人数が約600弱でございますので、粕屋町の全部の小学校はなかなか比較する数を、山田、久原両小学校の人数と合わせたほうがよかろうということで、粕屋町内のA小学校、大川小学校なんですが、そちらの学校の風邪による欠席とインフルエンザによる欠席率、子供たちの率を比較をさせていただきました。

しかしながら、粕屋町がエアコンを設置されたのは、小学校が今年の夏休みでございます。したがって、実質9月から一部試運転的な形では使った部分はあるけれども、本格的には使っていないと。中学校が9月から設置工事に入りまして、1月には設置が終わったというふうに聞いております。したがって、小学校とも中学校ともエアコンの使用率というか、非常に使用期間が短期間でございました。その中で、お互いの、先ほど申し上げました風邪による欠席率、インフルエンザによる欠席率を調べてみました。ちなみに、風邪による欠席率は、久山町が全校児童の約13%、A小学校が15%、インフルエンザによる欠席率は久山町が5%、A小学校が3%ということで、明らかな違いはほとんど、使用期間が短いということで比べてみることはできませんでした。

また、体力調査につきましても、実施するというふうに前回の議会で申し上げておりましたが、まだ私どものほうに粕屋町も久山町も体力調査の結果表が、まだ県のほうから届いておりませんので、これにつきましては今回は実施をいたしておりません。

いずれにいたしましても、今回は設置されたのが夏休みと9月以降に暫時ということでございましたので、もうしばらく久山町と粕屋町の調査をする必要があるのではないかなというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（木下康一君） 阿部文俊議員。

○3番（阿部文俊君） 調査の結果は、なかなか各町とも設置に向けての段階とか、設置してもそういうような結論が出る段階にいつてないかなということでございましょう。しかしながら、うちの久山町の場合は、やっぱり緑があるけんいいというのが、前回もちょっと出ましたけども、その緑というのが果たして、経過等いろいろありますけども、それは自分たちが手入れしないとそういう形の緑とか景観はできませんので、それに合わせて、こういうところは空気がいいよ、だからエアコンをもうちょっと考えるべきだとか、いろいろ問題もありましょうけども、これから先、やっぱりおかしな時代になっております。できれば早目に計画を立てていただいて、前向きな事業にも実行できるようにしていただきたいと思えます。

次に、オリーブの栽培の今後の展開についてお伺いします。

前回も言いまして、私も余りこの件に関しましては、オリーブというのは1、2年、

10年じゃ成果が出るような問題じゃありません。確かに20年、30年後という先を見据えての事業だと思います。そういった中で、まだ先が見えないというのが一番怖い話で、今後、せっかく今までずっと研究されて実がなって、実際に私も2、3回、今年になって見に行きました。それは立派なものできております。それをもっと具体的に今後どうするのか。中途半端に終わるようなことになったら、今まで何してきたのという話になりますので、それらをどういうふうな方向性というか位置づけというか、オリーブの今後の展開をどう考えてあるのか、町長、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） オリーブについて今後の展開ですけれども、今言われたように3年ほど山田地区でオリーブの木を植えて、本当に久山町のこの環境の中でオリーブが実をつけて育つかということ、まずやっぱりきちっと検証する必要があるなということで、そういう予算をいただきながら試験栽培をやってきました。もう今年も、本当に立派な実がついています。ということは、久山町でやっても、十分この事業というのは大丈夫だなというのが検証されたわけでありまして、ただ今後の展開については、オリーブを第1次産業のみとしての展開を進めるには、すぐに結果が出る事業じゃないんですね、オリーブは。今回2,000本という、オリーブ協会からいただきましたので、これはやっぱり久山町に植えつけて育てていきたいと思っていますけども、2年生ものですから、やっぱり10年はたたないと恐らく立派な実はつけないんじゃないかなと思っていますので、1次産業のみの目的で収益産業として今の農業にかわるものとしての展開は、ちょっと厳しいと私は思っています。

しかしながら、オリーブオイルは、人の健康にも、体に最もよいオイルであるということが、もう立証されているわけですから、久山町としては健康発信の町としてこれからの町の観光農業や、あるいは特産物への活用などを考えて、そういうのを一方のオリーブ栽培の町として進めるべきだと考えています。

オリーブについては、久山町民の方の健康を進めるための食生活の改善、あるいはオリーブオイルを使ったいろんな商品の開発とかが進んでいくことも可能ではないかなと思っていますし、もう一つ協会の方が言われたのは、オリーブを畜産関係の餌に使うと、その肉に付加価値をつけると、実際こういうことをやっているところがあるということなんですけど、久山町の畜産業の方と協働でやれば、そういうブランド化も可能じゃないかなと。いろんな、その辺については、久山町は九州大学とか中村学園との協力をいただければ、そういうことも可能。そういういろんな楽しいといえますか、それがあんじゃないかなと思っています。そういう第1次産業としての目的、それから今言ったまちづくりの中で

の活用というのを2つ持って、やっぱりオリーブちゅうのは事業収支が出るまでに10年程度かかりますので、そういう考えのもとに進んでいかないと、将来あれっと思うようなことになっていけないと思っています。

一方で、またオリーブはその寿命が長くて、200年以上ということも言われていますので、将来の町のシンボルツリーとして、必ず私はその役割も果たしてくれるのではないかなと思っていますし、10年過ぎれば、小・中学生のそういう収穫にも体験をさせていきたいなと思っています。今回、オリーブ協会の2,000本をいただいていますので、これをとりあえず町の中に植えつけるということで予算を上げていますので、ぜひ御承認をいただきたいなと思っています。

○議長（木下康一君） 阿部文俊議員。

○3番（阿部文俊君） 今の町長の答弁で、本当に感じたことは、僕もある人からちょっと提案もありまして、オリーブの葉っぱとか枝切りが、もうくずになったものを肥料とかやると、一つの肉をブランドにしたいという方が、直接僕も聞いたことがあるんです。今町長が言われたように、ああなるほどなと思いつつながら、僕も言われたけども、それと同じことをいろんな人が考えてあるんだなと思いました。それぐらいに町民の方も、オリーブのことに関しては興味を持ってある方が多数おられると思います。

そういう中で、前回も言いましたように、僕もこのオリーブの件に関しましては、地域、近くの人もそういうふうな学校に行かれたり、また今度副議長になられた方に対してもいろいろと協力するよちゅうことと言われましたんで、僕はぜひこのオリーブ事業に関しましては力を入れて、町長にお願いしたいと思います。これは久山町のために、また町民の健康づくりのためにもお役に立つと思いますので、どうぞよろしく願いまして、僕の質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ぜひ、今回補正予算を上げてますので、今申し上げました展開の趣旨を御理解いただいて予算審議をお願いしたいと思っています。観光交流センターじゃないですけど、スタートしたは、途中でだめと言われたら、これはもうちょっと我々としても困りますので、今言いましたように第1次産業としてだけでは、恐らく事業投資をするについては、もうちょっと慎重にしなければいけないだろうと思うし、現在民間でやっているのが、天草で九州電工さんが、これはもう既にそういうオリーブを使った商品化を出されていますけど、ただこれはもう大きな企業さんが企業イメージもあってされてるんだろうと思いますけど、事業収支が減るわけではありません、九電工さんに聞くと。もう一つ

は、荒尾市で法人組織を作って、農家の人たちでそういうオリーブ栽培をやって、もう実際にそういうオリーブ商品、オリーブの商品化とその販売をやっておられる。協会によると、これはとんとんで、うまくいきつつあるとは言っておりますけれども、ただ厳密にやっぱり調査しないと、事業としての収支がまだまだ見えないところがあります。

1つは、本町の場合は、そういう意味でオリーブ協会も、健康な町久山ということですから、久山でぜひ展開をしてほしいということでバックアップしてくれてますけれども、オリーブが将来これから実をつけたら久山町が商品化をされてもいいし、されるまでは協会が全部引き取ります、これはそういう約束はもうされていますので、きちっと協定するならしてもいいんですけれども、ただこれからはそういう植えつけとか、実際に維持管理していく中の維持経費と将来実をつけたときのオリーブの販売、収支ですかね、これをやったりきちっとしていかなと、協会も1万とか、将来10万本ぐらいとかおっしゃってますけど、まずはやっぱりここ5年、10年、そういう維持管理と実際のオリーブの実の活用の収支というのを見た上でこれ以上の拡大というのは、そういうことをやりながら拡大していく必要があるかなと思っています。いずれにしても、おっしゃったように、オリーブというのは我が町だからこそ、その効果が大きいんじゃないかなと、協会もおっしゃっているし私もそう思いますので、ぜひ進めさせていただきたいなと思っています。

○議長（木下康一君） 次に、5番阿部賢一議員、発言を許可します。

阿部賢一議員。

○5番（阿部賢一君） 私は質問事項として、自然環境を損なう件について、2問ほど質問したいと思います。

まず、1点でございますけど、犬、猫による迷惑行為に対する町の取り組みについてという点と、もう一点は多頭飼育に対する町の対応についてお尋ねをいたします。

まず、1点目ですけども、まちづくりの基本理念である健康を真に実感でき、農業と都市との共生のまちづくりで実施してきた環境重視の美しい環境づくりに取り組んだことで、こんな町に住みたい、こんな町でよかったと思っている人の中には、自然環境を損なう、いわゆる犬、猫による迷惑行為に対する町民の皆さんがおられます。

そこで、町の取り組みについてお伺いします。3点ほどありますけど、1点ずついきたいと思います。

町内の犬の頭数と狂犬病注射の接種率を町長、お答え願います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町内の6月末現在の登録犬の数は約650頭、それから狂犬病予防注射の接種率は、町に届け出がされてる分では約60%です。これは県と一緒にぐらいなんですけ

どね。

以上です。

○議長（木下康一君） 阿部賢一議員。

○5番（阿部賢一君） 今の狂犬病の注射ですけど、今の捉え方が今どきの考え方でいくと、もう狂犬病にかからんよというような認識があるわけですけど。やっぱりこの狂犬病というのは、恐ろしい病気ですよ、狂犬病にかかると恐ろしいですよというふうなPR等も必要かなというふうなことで、犬を飼うからには、犬、猫を飼うからには、やっぱりそういうふうな啓蒙といいますか、そういうふうなことも必要じゃなかろうかと思ってます。その点に対して町長はどう思われるか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 猫はないと思いますけど、狂犬病の予防注射は毎年実施しているし、そういうパンフレットも啓発していると思うんです。それから、犬を飼ってある、ペットを飼ってある方たちは、ほとんどの方が病院等にも連れていくわけなんですけれども、そこでも必ず狂犬病にかかわるいろんな病気の予防については、啓発をされています。町のほうとしても、当然それは、してるんですね、うん、やっているということでございますし、ただ最近是非常に野良犬がもういなくなったというのは確かじゃないかなと、以前は野良犬が特に狂犬病を持って、かまれると危険だなということがありましたけども、いずれにしても飼い主の方については、言われたような啓発は今後もやっていきたいと思えます。

○議長（木下康一君） 阿部賢一議員。

○5番（阿部賢一君） じゃあ、2点目に行きたいと思えます。

過去3年間の犬、猫に対する苦情、相談や件数の内容を教えてもらいたいです。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ここ2、3年のあれを言いますけども、平成24年度が12件、25年度が8件、それから26年度が6件のそういう苦情等があってます。内容につきましては、犬の散歩時のふん等だと思いますけど、ふんとか、必ず何かリードをつけて下さいということの有線等でも流してますけれども、そういうどうしても外して散歩されたり、ふんの放置等にかかわるものが多いということです。また、飼い主がいないと思われる猫に関するふん害の相談があるという、この2つがほとんどだということでございます。

○議長（木下康一君） 阿部賢一議員。

○5番（阿部賢一君） その苦情のことで有線放送とかで流されているのは、よく耳にしますが、私も散歩の途中で堂々と、結局悪いばってんが、犬のふんをさして、個人的なことを

言うわけにいきませんが、やはりふんの処置ですか、あれがもう堂々と道路端で見かけるようなことがあるもんですから、啓蒙活動はやってあるというようなことは十分わかりますけど、実際そういうふうな苦情等に関しての処置っていいですか、そこらは、もう少し強くせないかんとかなというようなことを感じております。できるだけそういうふうな情報っていうか、地域の住民というか、環境を損なうというか、そういうふうな点も考えて今後取り組まないかんとかなというようなふうな気持ちでおります。

それじゃ、3点目になりますが、苦情等に対する町の対応は、今件数等も聞きましたが、その対応に対する根拠ですが、どのような根拠に基づいて、それを行っていらっしゃるか、町長、聞かせていただきたいと思えます。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 現在のところ、本町では福岡県の動物の愛護及び管理に関する条例に基づいて動物の係留、あるいは先ほど言いましたような汚物の適正な処理について指導をしているところでございます。

以上です。

○議長（木下康一君） 阿部賢一議員。

○5番（阿部賢一君） 今のところ、県の条例に従ってやっておるというふうなことで、それこそ頑張っていたきたいと思えます。

続きまして、再度お伺いしたいと思えますが、多頭飼育について、6月議会で町長は、県と町と一緒に観察していると言われたが、平成17年から苦情が解決されてない理由は何かをお尋ねいたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 苦情が解決されない理由ということなんですけれども、先ほどのいろんな犬、猫を飼う場合にもそうなんですけれども、この問題は飼い主のマナーに頼るところがどうしても多くなるというのも事実でございます。ただ、多頭飼育については、これは多頭飼育そのものは禁止されてないもんですから、ただその多頭飼育されている管理が悪いということで苦情があつてんだろうと思えますので、適正に飼育をしていただくように、今いろんな苦情があれば、その都度改善をしているところでございます。

実際に、前に言いましたけれども、県と一緒に苦情があれば指導に出向いてますし、現在の懸案事項の多頭飼育者につきましては、合同で指導に当たっているのが現状です。法律に違反するようなことがないかという、そういうのがまだまだ確たるものがないということで、いろいろ内偵を、そこを県のほうもしてくれているということでございますので、何かそういうはっきりした法律違反の行為があれば、強制的に指導もできるんじゃない



いかなということをございますので、月に何度か県と一緒に、うちの職員も相手方とその飼育の仕方について指導をして、頭数もかなり少なくなったとは聞いておりますけれども、これからも県と一緒に、この方については指導に当たっていくように考えております。

○議長（木下康一君） 阿部賢一議員。

○5番（阿部賢一君） 先ほど、もう何回も回答というのは、県と県とちゅうなことで言われますけど、そこの近くの住民の人は昼、夜間わない鳴き声やふん尿、それからにおい、生活環境の悪化に対し、近隣の住民は逃げることはできません。現在はストレス社会であり、ささいなことで隣人トラブルも多発している現状です。最悪の場合は、殺人事件まで発展しているのは、町長も新聞やテレビで周知のことだと思います。その苦情が出て、この件ですけど、10年が過ぎてますけど、何ら解決策が見えんというような苦情も出てきております。早急に何らかの方策を講じるべきやないかと考えますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） その何らかの策が、これは町にそういう強制的な、違法行為に対する執行力があるわけでもないし、今、県と一緒にいるちゅうのは、県の条例に基づいてやったり、あるいは法律に基づいて違法行為がないかということの内偵しながら進める以外にはないというのが現状なんですよね。ですから、実際に今おっしゃったような鳴き声とかにおい等があれば、そのにおい等に対する、あれは臭気をはかるというふうなものがありますから、それはまた犬、猫等にかかわらず、やっぱり環境の問題として当然そういう調査は入っていきますけれども、今現在は、ちょっと私もよく知りませんが、具体的に町民の方からそういう苦情は。

だから、そういう犬の鳴き声とにおい等も含めて、今、県と指導に当たっていると。だから、なかなか確たるものがないと、これを指導といいますか、あるいは法に基づいて処置するということが非常に難しい。では、先ほど言いましたように飼い主のマナーというのが、これをもう指導するしかないということがありますから、明らかに法律違反の行為があれば、県もその多頭飼育を止めるということも可能だと思います。今その内偵調査をしているということですので、もうしばらくその指導とか、調査を続けていきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 阿部賢一議員。

○5番（阿部賢一君） 町長、ここへ住んどる人のことを考えたら、そういうわけにはいかんとですよ、はっきり言うたら。私も何回か保健所へ行って言うたら、やっぱこの問題は

大変ですよって、やおいかんとですよというふうなことは聞いてきております。約束を守らん人ですから、だけん、それじゃ県と一緒にあって、違反したら、どうのこうのって町長思いよんしゃろうばってん、そういうわけにいかんわけです。何らかの策をとらんと、飼い主のマナーとか何か言いよったっちゃ、これはせんごたあ人らしいそうです。それはもうはっきり保健所がそげえ言うて、一応今そういうふうな人ですから、まず約束をしましょうというようなことは今やられて、10頭おる、それをともかく狂犬病もしてない。約束をしなさいって。その10匹のうち、全部、この際、言いよんしゃったっちゃろうばってん、そこの約束せんけん、ほな3頭しなさいと、その約束をしたから、私が行ったときに、1つずつ、この人が約束すれば、その次にその処置をちゅうか、いろんな指導ちゅうか講ずることがありますよというふうなこと。うん、それはぜひとも一つでも解決する方法をやってもらわな。なら、今まで、それこそ何をしてきたですかっていうようなことにつながるっちなかろうかと思えますから、今県の保健所のほうも困って、まずは注射をやるというふうな約束をしたというふうなことを言われて、私は、うん、もうとにかく一つでもいい、解決するようにやっってくださいと言うてきたもんですから、町長がやっぱり少しでも解決するほうな努力をしてくださっていいことですよ。私はそういうふうに思っている。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） いえ、まさにその努力を、今職員が県の方と一緒にやっているわけで、全然改善されてないというんじゃないくて、やっぱり相手方も頭数を減らしたりされてきているということでございますので、狂犬病の注射をしないと、指導に従わないときは、何らかの措置ができないのかなって私も今聞いて思いましたけれど、ただ我々行政としてはどうしても、警察と違って強制力というのは持たないから、一つはお願い、指導しか今のところは、ないんじゃないかなと思ってますので、その辺は引き続いて、県と、県も一生懸命努力をしていると思えますので、これからまたそれを続けていきたいと思えますので、完全な100%の解決方法は、行政と警察とまた違いがあって、そこはできないということを御理解願いたいと思えます。

○議長（木下康一君） 阿部賢一議員。

○5番（阿部賢一君） ぜひとも頑張ってくださいと思います。

それにつなげて私が言いたいのは、2点目ですけど、今のようなことで今後、住宅開発を行い、新しい住民を呼び込もうとするためにも、動物愛護及び管理に関する法律に基づいた条例を町として作る考えはないか、町長にお答えをお願いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） その点についても、内部で協議はしています。ただ、全く一緒なんです。言いわけじゃないんですけれども、条例化をしたとしても、その執行がなかなか現実には難しいというのがあります、罰則とか。だから、これはまた町としても研究しますが、ただ郡内で2、3、そういう条例化されている町があるそうですけれども、実際にそういう町の職員の方に聞いても、条例があるから、うちは県条例に基づいてやっている。そちらは町の条例を作っても、やり方としては何ら変化がない状態ですということですので、その辺はもう少し研究をしていきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 阿部賢一議員。

○5番（阿部賢一君） それで、結局はそれなりの根拠がなからな、下の公園の中でも、ただでさえ見よっても犬の調教ちゅうか何かされてますよね。結局は、何もそういうふうな決まり事がないもんやけん、ただ野放しにそういうふうなことが起こりよんじゃないかというふうなことで、条例を制定したとこで、どのような効果があるかっていうのははっきり言えませんけど、やっぱりそういうふうな条例を作ることによって抑止力が出てくるんじゃないかと。散歩する部分の犬のふんにしても、そういうふうな一つの約束事があるがために、きちっと守っていくなというふうなことも必要じゃないかというふうなことで、私はそういうふうには考えますが、町長の考えは。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） おっしゃるとおり、町独自の条例を作ることによって、そういう飼っている方の意識の啓発になることは考えられますので、それも含めて検討をさせていただきます。

○議長（木下康一君） 阿部賢一議員。

○5番（阿部賢一君） 最後ですけど、さっき申し上げました、大変地域の住民の方が迷惑されておるもんですから、できるだけ、町長、自ら町民の身になってというか、その地域の方のことを考えて、前向きに1つでも2つでも前進するように頑張っていただきたいと思っています。

終わります。

○議長（木下康一君） ここで暫時休憩に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時25分

再開 午後2時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

次に、6番佐伯勝宣議員、発言を許可します。

佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） 私は2点でございます。前回途中で終わったものも含まれております。

1点目、子育て支援センターについてでございます。これも、前回は途中で終わりましたね。

昨年の会計検査院からの国交省地域住宅モデル普及推進事業による補助金の目的外使用の指摘、これによりまして補助の89.4%にあたります1,984万円、国交省に返還をいたしました。それにかかわる一連の件でございます。まだ、町としてこの一連の件は、私はこれは当然不祥事と捉えています、具体的な再発防止策、これが講じられておりませんね。講じるべきであろうと思います。

今回配付資料としまして、こうやって北海道の芽室町の資料がございます。不適切会計事務処理等に係る再発防止策。これは、この芽室町が平成25年11月に、24年度実施の工事請負費の支払いに係る不適切な会計処理及び、ここに書いていますけれども、それで委員会を設置して、こういった再発防止策を作ったということでございます。

これは、別に会計検査院の指摘というわけではございません。読んでおられておりましたら、これは事務ミスかなというような思いもしておりますが、こうやって立派なものを作っております。このときの金額が、久山よりも大分低いと思いますが、515万円という数字がございますが、私が記憶しているのは四百数十万円という記憶が、芽室町の広報等を書いてあったと思う。金額が、ちょっと私もこれしっかり最後まで熟読したというあれじゃございませんが、ただ芽室町の例も、町の広報等を通じて大きく、これは大々的にこの件を報じております。町民も当然周知でございます。大変大きな問題になっております。ですから、それを芽室町さんは自発的にこうやって再発防止のマニュアルを作られた。これは、直接芽室町の役場担当課長に確認をいたしました。これは議会が作らせたというか、自発的にこれは作ったということでございまして、これはインターネットでダウンロードできます。ですから、公にしていい分でございますが、一応これ今回議会のほうで、これお披露目しますよ、ああいいですよという話はしております。こうやって久山町も作るべきであろうと思います。いかがでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今おっしゃった町のことは、具体的な内容がどんなことか私にはわかりませんが、工事等か事業か知りませんが、会計処理を適正にしていなかったということだろうと思いますね。ですから、特に金銭の取り扱いだろうと思いますが。

今回の木子里の分については、12月議会できちっと経緯を御説明したと思いますけれども、事業そのものは、きちっと国交省の地域住宅モデル事業の普及推進事業という形での事業ちゅうのは、事業そのものをきちっと遂行しているわけです。ですから、国の完了検査もきちっと受けて、補助金の交付も受けてるわけですから、ただその後の運用について判断が、私としては適正にやって、事業に沿った、後の施設の使用について、この事業の趣旨である地元の木材を使った住宅、モデル住宅としてPRする、そしてできるような形でしてたんですけれども、結果的にはそこが子育て支援センターという事業に専用としたことについてやられたわけですから、先ほど佐伯議員は不祥事だということをおっしゃいましたけれども、私は不祥事でないと思っています。不祥事という意味をどう捉えてあるのかわかりませんが、不祥事というのはそういうことではないんじゃないでしょうか。あくまでも、不祥事というのは相手をだますとか、そういう不正等を言うのであって、決して今回の事業について、そういう形ではないわけですから。

ただ、おっしゃるように再発防止というと、ただ今度の場合は私もすぐに庁議において、職員には補助事業の対象となる事業の範囲や運用等、それから関係機関との協議とか、十分にやんなさい、やるようにということと、もう一つは、それだけでなく、通常の今おっしゃったような工事関係あるいは事業等の、特に金銭等の会計処理については、きちっと財務規則にのってやるようにという指示はしたところでございます。常々、これからもそういう職員への呼びかけというのは、やりながら進めてまいりたいと考えています。

○議長（木下康一君） 佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） いろいろおっしゃってます。実際は、私もここまで一般質問しようとは思っておりませんでした。不祥事じゃないというふうに町長はしきりにおっしゃいますが、不祥事なんですよ。というのは、もうこれは行政処分、会計検査院の御指摘というのは、車の事故のときの保険会社の裁定と全く違うんですよ。町長の言い分聞いてましたら、何かそういった車の事故のそういった裁定と何か間違われてるんじゃないかなというふうな気もしないでもございません。

私もそういった事故に巻き込まれたことがございまして、非常に不本意な思いもしておりましたので、そのときの言葉にちょっと似ているなど。それで、昨年12月にきちんと説明したというふうにおっしゃいましたが、それも大分これは公平性を欠いたものがあつた、情報がなかなかこれは偏つたものであつたというふうに認識をしております。

ですから、そういう中で町長自身がこれを不祥事とっていないということでしたら、ああいう伝え方になるのかなと。そして、きちんとこれを最後までチェックされるのが、

ちょっとされたくないなと思ったら、ああいうふうになるんじゃないかなというふうな、非常に土壇場ぎりぎりでの報告でしたですね。しかも、全員協議会も事前にやらず、もうチャンスは幾らでもございましたけども。

ですから、どちらにしても、当時私は、これは町の務めに瑕疵がかなりあるなと、これはかなり、一般質問は当初する気はなかったんですが、後で調べたらぼろぼろ出てきたんで、これはしなきゃいけない、瑕疵を問わなければいけないと思ったんですが、これちょっと事が大きいなというふうな思いが最近わかりましたんで、これはそういった瑕疵よりも、まず再発防止だろうというふうな思いがございます。それには、やっぱり具体的に目に見える形で講じなければいけない。

町長、今、後で職員にいろいろ指導したというふうにおっしゃいましたけど、そういったことも全然伝わってないんですね。それを、まず最初の段階で我々議員にも示さなければいけなかった。

そして、この1,984万円、会計検査院指摘によるこの目的外使用返還というのは、私もネットで調べたんですけど、同規模のこういった事態はなかなか出てこない。非常にこれはまれなケースなんです。というのは、不当取得というのは結構あるんですよ。ほかの省庁はわかりません。企業も調べたら、4,500万円とかというのは、どっかネットでヒットしました。だけれども、自治体レベルでこういう1,000万円以上というのはなかなかない。

最近の例で、福岡県でいいますと、那珂川町が1,200万円台があった。その上がなかなかないんですね。また、ずっと調べていたら、どっかの企業が1,800万円というのが出てきた。その上をいっている。しかも、目的外使用っていうのは、これはちょっと悪質なんですよ、はっきり言いまして。これは人をだましたのに匹敵する。いろいろ言い分があるんですが、世間一般はそうです。

ですから、これは、やはり何らかの形で再発防止策っていうのは講じなければならないと思います。こういったマニュアルを作る必要があるんじゃないかなと思います。どうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） いずれにしても、こういうことは二度とないように再発防止という形か、通達あたりでもまた必要であれば出していきますけれども、今回、再三言いますように、悪意とかだましたとかいうことを言われましたけども、そうではなく適正にやっついていって、今回の事業というのは、地元の木を使ったモデル住宅事業という形で国と協議をして、住宅事業になっていきますけども、社会教育施設ということで了解をもらいながら事

業を完了したわけです。その中で、条件が7年間はそれはやんなさいということで、7年たったら町の公共施設として活用していいよということだったんですけども、先ほど議会でも言いましたように、子育て支援センターで活用していた施設が、やはり旧民家を活用していましたので、いろんな面で危険ということも老朽化もあってということで、ちょっとそれを早めざるを得なかったということで活用し、それ自体はそうなかったかもしれませんが、やっぱり会計検査院が言われるように専用施設として看板掲げてしていることは、やはりこの事業にそぐわないんじゃないかなということで、その辺ははっきり言って、こちらの判断の甘さだと思っています。

がしかし、じゃあ7年間、子育て支援センターを今の状態のまま、あそこでさせることが町にとって、どうだったかなということもあったんじゃないかなと私は思っています。ただ、言いわけするつもりはありませんし、善意、町にとってと思った行為が、最終的にはこの事業には運用面についてそぐわないという指摘を受けて、結果として国庫補助金を9割近く返さなければならず、私としては、できるだけ補助事業を活用した形で、将来そういう子育て支援施設というのを活用したかったんですけども、それができなかったということですね。御迷惑をかけたということですから、いずれにしても、このようなことは二度と起こさないように、私自身にもまた言い聞かせて、また職員に対してもそういう指導をきちっとやっていきたいと思えます。

○議長（木下康一君） 佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） 前回よりも、8月24日に議員説明会で聞きましたけど、こういった場ですと非常にきれいな言葉で言われましたけど、これ世間一般は不祥事でございます。思っておられても別にこれは、ただ福岡県レベルで見たら、あるいは全国で聞いたら、これ町長の発言がおかしいということになります。幾ら町長御自身が思っておられても、世間一般ではこれは不祥事、これは事故でいいましたら、町長はちょっとしたスピード違反して接触したというふうな言い方でございますが、これは立派な酒気帯び運転でございます。物損事故でございます。それによって、やっぱり議会でも早急に、これは本当に諮らなければいけない。それはいろいろほかに厚労省関係とか補助金の関係もございましたからね。ですから、私はこれは議会で、もまなければいけない、当然大きな不祥事であると思えます。

そして、町長はいろいろおっしゃいました。社会教育施設ですか、これ国交省とどういう交渉をしたんですか。実は、私も国交省に今調べております。そういった事実ないんですよね。といいますか、書面で出てきてない。職員レベルで話をしたのであれば、具体的に、いつどういう形で聞いたのかっていうのを、それを特定してもらわなければいけな

い。それを町長に特定してもらいたいと思うんですけども、いかがでしょうか、それは。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 補助事業の関係については、全て適正に国との交渉の中でやっているわけですから、特にそういう名目を書いてないからどうこうじゃなくて、それはきちっと国のほうも処理、審査をしてあるわけですから、それについて私のほうが証明するとか、そういうことは考えていません。

それから、不祥事不祥事とおっしゃいますけども、要は不祥事という言葉ですよ。これを正確に佐伯議員も捉えてほしいと思います。決してこれが、私が何でもないものじゃないことですよと言っているわけじゃない。やっぱりこれは町にとって大変迷惑かけた行為であるけども、不法行為をしたわけじゃないんですよ。だまして、いわゆる不正行為をしたというわけじゃないわけですよ。違いますか。

（6番佐伯勝宣君「違う」と呼ぶ）

いやいや、不正とか何かであれば、それは当然そういうものに基づいた、あなたが私に対して要求されればいいことであって、私はそうは捉えていません。だから、大きな意味での、けど恐らく不祥事という言葉をよく理解されれば、そういう形じゃ、ちょっと今回は、私は自分を弁明するわけじゃないけど、じゃなくて、結果的に、結果的といえば、事業としては確かに補助金は返還せざるを得ない状態になったということは、私のやっぱり過ちっていいですか、そういうことだったんだろうと思いますが、その判断のですね。

だけど、いわゆる不正行為、最初から国をだますつもりとか、そういうことであれば、当然国の対応も会計検査院の対応も違ってきているわけですから、今回はその一部については、きちっとそれまで適正な運用をしたから認めましょうということを含み、会計検査院も判断されたわけですから、ただその後について子育て支援センターという看板を立てて、幾らPRしてますよといっても、もう不特定多数でなくて専用施設を使ったことに対して、それはこの補助事業の趣旨に合わないということを会計検査が判断されたんだろうと思っていますので、その辺について我々の判断の過ちがあったと私は思っています。

○議長（木下康一君） 佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） もう2問目に移ってますね。これ2問目の設問ですので、2問目に移ります。

町長、そうおっしゃられても、私も信じたいんですよ。私も最初軽く考えていた。ただ、いろいろごろごろ出てきた。そうこう調べるうちに、1カ月の減給処置、これはちょっと軽いなど、3カ月ぐらいかなと思ったらそうでもない。もっと多い。これ人が辞めな



いかんような内容なんですよね。要は、これははっきり言って不祥事というか、だました形になってしまってる、ちょっと私も余り言いたくないんですよ。

というのは、久山の家造り、これにはっきり、パンフレットに括弧書きで事業と書いているからということできりにおっしゃる。でも、これだけなんですよね、本当、モデル住宅としてやっているということ。受付台に置いているとおっしゃる。いろんな子育て支援関係のパンフレットと一緒に置いている。だけれども、具体的にモデル住宅、国交省に採択された事業ですよというPRをした形跡がないんですよ。というのは、その木子里はホームページには載ってます。これは、2012年当時の3年前のインターネットが今でも見れます。ほかの会社、こういった同様の採択をされた会社なり自治体というのは、これに大きく書くんです、国交省モデル事業推進ということ。これはPRに大ですから、こう書くんです。これは全くないんですよ、本当に。

ほかにもいろいろ、この木子里関係、社協が出している子育て支援事業推進室ということで、これにも木子里の特集が出ています。出てますが、当然これにも書いてもいいかなと思うんですが、全くないんですよ。

そして、ほかの自治体はどうであるかっていったら、今資料、久山と同じ年に採択されたところを取り寄せていますから、ちょっと今日間に合いませんでしたが、議会終わるあたりに間に合うかなと、どういう状況かなというふうな、わかると思うんですが、大体がこうやって大きく書くんですよ、国交省採択モデル普及推進事業って、これPR材料になりますからね。そして、こうやって訪れた方の購買意欲になるような、こういった書き方をする。久山町はちょっと違うんですよ。久山の家造りといって行程過程しか書いてない。

さっき言いましたほかの地域、これは株式会社ですけども、サンヨーホームズ、これって国交省超長期住宅先導的モデル事業と、採択率はわずか5%、完売御礼。ほかのところも、これはホームページ、ちょっと小さ目ですけどもモデル事業を採択されましたと書いてある。これはどこでしょうか、大京グループ、ちゃんと書いてるんですよ。希少な採択事業。大きなPR活動になるんですが、書いてない。一体どういうことなのか。ちょっと教えてください。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 木子里のほうに置いているんだと思いますけれども、この家造り、久山町の地域住宅モデル造りのパンフレットには、きちっと久山町は国土交通省地域住宅モデル普及推進事業を活用して久山の家造りを体感していただく建物を建設しましたということで出しているんですよ。だから、ホームページが、それはモデル事業としてのホーム

ページですかね、地域の。

(6番佐伯勝宣君「会社とかいろいろ、ああ、木子里ですね」と呼ぶ)

木子里のあれでしょ。だから、それは木子里のことを書いているんだろうと思ってますね。ただ、やっぱりそこにそういう事業をしてるかしてないかだろうと思いますが、これはあくまでも木子里のことを出したホームページだと思えますけれども、きちっとあそこに置いているパンフレットには、そういう事業ですよということは、してるわけです。だから、いろんなことを含めて会計検査院が判断されて、最終的にああいう結果になったわけですから、佐伯議員は途中がどうのこうどうのこうと内容を言われていますけれども、途中の内容については会計検査院から検査に入られたときから全てを全部会計検査院に報告し、それを全て出した上で最終判断されたわけですから、それ以上のことは、もうこちらからとしては何も言うことはないと思っています。

○議長（木下康一君） 佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） 堂々めぐりで私が言ったことと同じことを言いましたね。こうこう書いてるってちゃんと私も言いましたよ。時間の無駄ですから次へ行きます。

それだったら、何のためにモデル住宅を推したかっていうことになってしまいます、これ書かなかつたら。子育て支援センターを造ることありきじゃないですか。そして、実際に、今まで町長が議会で発言された会議録、子育て支援センターができるまでは大いにこれPRしていたんですよ。できた後はびたっとやめた。そして、これ21年に完成ですから21年完成後の6月、今5番議員の質問に対して、子育て支援関係の質問に対して、今回の緊急対策事業のような交付金を使って建ったというふうな言い方している。はっきりここでモデル住宅、国交省の補助金って使っていいと思うんですよ。何で使わなかったか。出したらずいからですよ、いかがです。答弁を。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 国交省のモデル事業ということでやっていますから、別に出してまづいことも何もないし。ただ、この事業は、そもそも補助事業に入っていたのは、その前に久山の木を使ったモデル事業というのを町単独でやったんですね。若干国のそういう制度の中でPR補助金も受けてやりましたけれども、残念ながらこれは、できたものが木材が干割れができたり失敗だったし、それはその仕組みを作るために大きなウエートがあったんですけれども、そういう事業を一度やったという経緯もあって、もう一度久山の林業の活性化といいますか、50年、60年物の木材が久山町には、まだたくさんあるわけですから、そういう久山の木を使った建物を建ててPRしたいなというのが、そもそものこの事

業の発端ですから、国からそういう話があったときに、じゃあぜひこれを使って、もう一度久山の木を使ったモデル住宅事業をやりたいんだということで、この事業に入ったわけです。

たまたまこの事業が7年経過すると町の公共施設として活用できますよということでしたら、将来的には、私もはっきり言ってそういう子育ての事業に使えたらいいなと思っていましたから、先ほど言った社会教育というのは、住宅そのものとしては町としての事業が、わざわざあそこに建てて個人に売るっていう必要もないから、お母さんとか子供さんたちがそこに集っていろいろな会合したり子供を遊ばせたりするような、そういう施設として使ってもよろしいですかって、それは認められたわけですから、またそれで建築確認の許可をとっているわけですから、それは何の過ちでもないと思っています。

ただ、再三言いますように子育てちゅうのを、現状が非常に厳しかったから、先にそれを7年待たずに、もうせざるを得なかったといいますか、そういうところが今回の一番のミスでなかったかなと思っています。

○議長（木下康一君） 佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） 一見すごく、言葉ちょっと思いつかんが、まともに見えて、ちょっとごめんなさい、悪い響きがある、まともに見え、聞こえるようですが、全然違いますね。というのは、マニュアルといいますか、要項にないんですよ。じゃ、誰がその社会教育施設でいいですって言ったんですか。だから、さっきから言っているのはその点なんです。それが今現時点証明されていない。もう終盤、今の調子で言えば、あと数日のうちに該当なしということで国交省から正式に通知が来る、そういう状況なんですよ。証明ができていない。だから、それを早急に町長は証明しなければいけない。私、町にもそれを請求しています、証明できるものはありませんかと。子育て支援センターとして使いたい旨、そういうふうに申請したというような言い方してますけど、幅を広げて、そういった子供も親御さんも集えるような場として使っていていいよというふうなやりとりを、国、県としたことを早急にこれは出さないといけません。そうしないと、これはやっぱり不祥事であり、だました形になっている。それが残念ながら、この久山の論理じゃなくて福岡県全般の論理、全国的なこれが常識なんですよ。ですから、はっきり言って人が辞めなければいけないような状況なんですよ。ですから、その辺、誰が言ったかも含めて特定してもらえませんか。で、資料を出せるかどうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 再三申し上げますよね。誰が言ったとかなんとかじゃなくて、ぴちっとそういう形で補助事業の採択を受けてるわけですから、しかも今おっしゃったように、

最初から子育て支援センターの建物としての申請しているわけじゃ決してありませんよ。だから、社会教育施設的などとして、そういうお母さんや子供たち、あるいはそういう方たちの子供を遊ばせたり、あるいは会合をしたり、そういう形で使う建物としての活用は可能かということはぴちっと相手と協議しているわけですから、それでないと、あそこに建てないですよ。住宅では、建てないですよ。レスポアールセンターには、建築確認申請はおりませんからね。だから、おっしゃっているように、それを証明しろとか誰に言ったとか、それは私のほうからどうこうする、必要ならば佐伯議員が国交省にお尋ねください。

○議長（木下康一君） 佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） この2番に時間かけようと思ったんですが、何か長くなりそうで、ちょっともうごく一部しか言えなかったんで、これ3番もかかりますんで、もう3番にいきます。

だから、さっきからそれを証明しなければ、これ詐欺と一緒にだというふうになるんですよ。ちょっとこれ言葉悪いけど、世間一般みんなそういうふうな言い方しているんですよ。これ詐欺と一緒にだと、この内容。私もインターネットで調べる限り、ちょっと悪質な部類なんです。ほかは不当取得、久山より軽いですよ。久山の場合は、不当取得した形で転用しちゃってるんですよ。

額が大きい例としたら出雲、島根の奥出雲町が1億円という不当取得をしてるんですが、あれは町長の言い分は、不当取得はしたけど云々という話で、不当転用はしていないというような言い方しているんです。転用はもっと悪い。そのもっと悪いことを久山町はやっちゃっているんですよ、その1億円よりは軽いですけども。そしてもう一つ、きちんとそういうふうな書面で手続していないんだったら、それが証明できないんだったら、やっぱり違法なんだというのが何でわかられないのか、それが不思議でたまらない。それが、ちょっとはっきり言ってむちゃくちゃなんですよね。

前回も一般質問してましたが、議会だより、これ平成22年3月定例議会号ですが、もうこのとき我々議会がこの議会だより作ったとき、子育て支援センター完成というふうな言い方しているんですよ。見ましたら、議長通信と、これにも、もう3月末に完成しましたと。我々第1委員会も見に行きました。そのときも、もう子育て支援センターというふうなことで説明を受けている。これはできたときから、もう子育て支援センターとして使うことになっている。これが3番。ちょっとタイトルを言いますが、補助金を返したから終わったのではない。国交省などの関係省庁へのアプローチや町民への説明が必要なのではというふうにつながるんですよ。国交省は、これ何だと、これはちょっとだまされたという言い方あれですが、ちょっとこれはいかんじゃないかと思っている節があるんで

すよ。だから、町長、そこら辺はしっかり言わないと。

前回、8月24日の説明会でちょっと言いました。国交省はちゃんと知っている、県も間に入ったと、それをはっきり言わないと。もし、それでちゃんと意思を伝えての、こういった手続しているんだったら、県、国も、やっぱりこれは責任があるかなというふうなことにもならないこともない。

しかし、どっちにしても度が過ぎているんです、町長が言っていることと。要は、ちょっと子供や親が遊べる空間として利用できないかという、そういったレベルとは逸脱して、もう完全に子育て支援センターとして使っている。こういった業務シートも、ちゃんと子育て支援センターで平成22年度上げていないですか。もうこれは完全にアウトなんです。看板を上げたからまずかったとか、上げなければよかったとかいうレベルじゃない。完全に機能しちゃっている。

これが、さっきから私言っているように交通事故に例えて、幾ら言いわけしても、やっちゃったものはもう仕方ない。酒気帯び運転としてとられても仕方がないんですよ、これは。だから、そこら辺で、議会に報告をしなかったという話にまたなりますけど、そういったことも含めて再発防止なりどうしたらいいかっていう話し合う余地っていうのは山ほどあったんですよ、戻りますけどね。

実は、そういった事例がないかと思いましたが、やっぱり事例がない。でも、会議録はありました。今回みたいに目的外使用返還じゃあないですよ。これは北海道の白老町が443万9,000円の、これは事務費の積算方法が適切でなかったと会計検査院から指摘を受けて、みっちり1時間以上、議会と、そして町執行部、そうそうたるメンバーが意見交換してやっていると。そのときも、これはまず根本的な原因究明、そして再発防止が大事だということいろいろ議論していると、これが本当なんですよね。

だから、今町長がおっしゃるように、何かちょっと上げとったとか、そういった問題ではない。世間一般は、そう捉えてない。そして、国交省が果たしてどう思うか。今までこの問題が発覚してからいろいろ町長の話聞いていましたが、議会に対してのことはいろいろ、我々も後で聞いて、何だ、報告が遅いとかとって町長に言っている、そして会計検査院のことをしきりにおっしゃっている。しかし、肝心なことが抜けてるんです。国交省はどう考えているかと。おもしろくないはずでしょう。

8月24日、町長、補助金が、これは削られることは一切ないとおっしゃった。その根拠も含めて、ちょっと言ってもらえませんか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 忘れないように後ろのほうからいきますけど、会計検査の指摘事項が

あったからといって、その後の関係省庁の事業に影響があった、これは一切ないと私は考えてます。証明も何もありませんよね。そういう国と自治体の関係はそういうことではないし、また会計検査というのは全く別の所管の立場から見る検査です。ですから、そういう中で会計検査院が今回指摘されたのは、あくまでも、先ほどから言いますように事業そのものには何ら異議を唱えてありません、会計検査院は。ただ、運用について指摘を受けたわけですから、再三、子育て支援センターを使ってたじゃないかなって、実際使いましたよね。もともと社会教育施設として親子が使えるような形でしているわけですから、広い意味ではそういう子育て支援のセンターなんですけれども、きちっとしたそういう外部的には看板を掲げることにより、やっぱりほかは使えないよみたいな形と捉えたのも、一つはちょっとまずかったかなと思いますけれども、いずれにしても会計検査はその辺はもうきちっと判断されて今回の措置をとられたわけですから、あなたがおっしゃるように、だましたとか、そういう行為っていうことが、それはもう佐伯議員自身の考え方ですから、それに対して私がどうこうということはありません。

○議長（木下康一君） 佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） 何か今日も時間切れで2本目へ行けるかどうかという、わからんというふうな、また時間切れになるかなというような状況ですけど。

会計検査院は指摘しているじゃないですか。マル秘資料、国交省が開示しまして、どう見ても、これは悪質ですよ。どう思われます、見る人が見たら。実際にこれ、見る人が見てくれたんですよ。そしたら、これはかなりまずいぞということで。はっきり言わせて、我々議員が研修会で聞いたんですけど、早急に対応しないと、今後5年間は補助金は、かなりこれは割を食うことになるぞと。住宅関係だけじゃない、全般ですよ、これ。

ちょっと順番に行きますけど、まず町長、国交省に行ったというふうにおっしゃいましたね、謝りに行った。期間中に行ったというふうにおっしゃいましたけど、期間中も含めて、いつどういう形で行ったのか。8月24日、私は町長に聞きました。宿題出しました。それをちょっと説明してもらえますか、それだけ。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今、えらい、国交省の補助金とかに影響がある。何の根拠があっておっしゃっているんですかね。それを逆に教えていただきたいですね。具体的に、そういうのをきちっと国交省が言ったのかどうかですね。

それから、今国交省に行ったということですけど、6月に行きました。国交省の住宅管理局のしかるべき上司の方にお会いして、大変御迷惑かけていますということでおわびはした。誰ということ、もう言いません。

(6番佐伯勝宣君「6月、はい」と呼ぶ)

○議長(木下康一君) 佐伯勝宣議員。

○6番(佐伯勝宣君) 逆質問と来ましたか。答えれなくないんですけれども、じゃあ逆に何で補助金が減らないと言えるんですか。実は、これも私、町長宛てに情報公開請求しています。8月24日に、町長はこれ、一切補助金が減ることはないというふうにおっしゃっていましたが、その根拠を教えてください。何かほかの自治体の事例で、そういった、こういったケースは補助金が減らないという場合もあるんですか。そういった資料でもいいから出してくれという、そういった趣旨の情報公開請求しましたので、逆にこれ、私、町長に答えてもらいたいですね、本当に。こういったことをやって補助金が減らないという理由は何か。私、正式に町の情報公開条例で請求しましたんで、もうあれから12日たっていますから、もう今開示してもおかしくない状況。だから、逆質問されても、私答えないこともないです。逆に、これは町長が答えることが筋やろうなというのが、まず1点。

そしてもう一点が、今答えられた6月に行った。これ、6月じゃ、余り意味ないですよ。7月25日に会計検査院の実施報告が届いてですから、ということは行ってないですね。はっきり言って、国交省もそう答えています、町長は来てないと。6月だったら、ちょっと行った意味がない。要は、これは目的外使用が決まってから、全然これ行ってないということですね。こういったことも含めて、私は国交省の心証というのはかなり悪いと思いますよ、はっきり言って。どうされるつもりですか。いつ行くんですか。決算が認定されてからですか。そうですもんね。まず12月に補正をとった。今回、決算認定されました。あっ、議会は見積もりましたからということで謝りに行きますよね。今行けないんですかね。それも含めて、ちょっと教えてください。

○議長(木下康一君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 国交省の感触は、私も政務活動の中できちっと相手方のお気持ちとか、そういうのはもう自分なりに政治活動の中で相手方とお話していますので、議員からいろいろ御指摘がありますけれど、これはちゃんと町のほうで対応はやっているわけですから、いつ行けとか、それは私の活動の範囲内だと思っています。

ただ、先ほどおっしゃった町長のほうから証明というか、私はそういう根拠は何もないから、ないと言っているんです。ただ、佐伯議員は、それをあるとおっしゃったから、だからあなたのほうが言うべきだということを言っているんですよ。

(6番佐伯勝宣君「情報公開請求してます」と呼ぶ)

だから、それは根拠がないって、どうせ回答はするでしょうけど。

うん。会計検査でそういう返還問題が生じた事例があったから、翌年からその町に対して補助金を出しませんよとかいう、そういう根拠は何にもないですよ、国と地方自治体の間において。それをあたかもあるような発言をされるのは、これは町民に不安をあおる言葉であって、ちゃんとした根拠を持ってこういう公の場で言われるなら、それを言われないと、やっぱりおかしいんじゃないですか。

(6番佐伯勝宣君「じゃあ、もういいです」と呼ぶ)

誰から聞いたとか、そんないいかげんな形じゃ、こういう公の場では言えないと思いますので、ちゃんと国交省の方がそう言ったのか、そういう決まりがあるのか、それをちゃんと行ってほしいなということを申し上げたんです。

○議長(木下康一君) 佐伯勝宣議員。

○6番(佐伯勝宣君) 順番に行きましょう。

まず、私のほう、その7月9日の議員勉強会の専門家の話というのは大きな根拠でございしますが、あとはこういった自治体関係の長の方、公務員関係の方、ありとあらゆる聞きました、私。N町ということをしきりに私言いましたし、はっきり言って、ちょっとうちの場合よりきついですねという言い方はされました、誰が言ったかとは言いませんけれども。こういうことで、私はまず専門家の意見、これ全員聞いてますから、議員は、これがまずひとつ大きな根拠である。逆に、町長がなぜ減らないってわかるのか。というのは、町長は全然接触してないわけでしょう、国交省と。どうやってわかるんですか。

まず、国交省は、この件、町長が謝りに来たかどうか、私聞いてもらいました。電話とかメールでもいいから、そういう形で町のしかるべき人物が謝りに来たかと。そしたら、8月25日9時16分、担当局から電話がありました。前任者に確認したが、町長が国交省に謝りに来た事実はないし、電話でもやりとりしたことは全くない。町職員とのやりとりはあったようだが、それは町長ではない。ずっとやりとりしておったのは西村氏である。魅力づくり推進課西村氏である。おわびがあったとしたら、昨年8月1日付に町のほうから発信された久魅発第12号の文書、遺憾の意を表明された、あれのみであると。これでどうやっておしはかるんですかね、それを聞きたい。

しかも、これだけ大きな不祥事1,984万円、ほかに原因が見当たらないんですよ。だから、それに次ぐのが、自治体でいったら、前から言っているN町の一千万何十万円ぐらい、しかもあつちは返還じゃないんですよ。その施設で得た利益を国に納める形。だから、返還を免れています。こっちは免れなかった。しかも、ほぼ10割なんですよ、実は。1割ちゅうのは、大体これは事務手数料みたいなもので、大体返還をされない。そして、これはやっぱり国交省のプライドもあるでしょう。全額返還とかいったら、これはこれを



オーケーを出した国交省もやっぱり分が悪いものがある。そういったバランスも入れたものがある。だから、1割認められたって、これは認められたうちに入らないんです、それは。これはつきり言って威張って言うことじゃない。ほぼこれは全額返還に近い形。だから、もし認められたとしても0.何%ですよ、そのパンフレットの裏に印字したぐらい。だから、そういった状況でなぜ不祥事じゃないと言えるのか。だから、さっきから言っているように酒気帯び運転やってたけども、いや、自分は悪くないんだけどというふうに言い張っていると全く変わらないんですよ。

そして、会計検査院の裁定っていうのは、これは裁判所やあるいは警察の処分と匹敵するのに、何か保険会社の査定みたいな、そういった言い方で町長言って、やはり我々議会にも情報を抑制している部分がある。これは大変問題だと思うし、本来この重さからしたら、これは人がやめてもおかしくない状況なんですよ。それをいろんな面で、町長はそういうふうにさせないようにしていると。

実際、さっきから言いました魅力づくり推進課、これは私しきりに情報公開請求出したりしてますけども、経営企画課だと言い張っていますね。ちゃんとこれは、国交省の債権発生通知書には、債権者の名前、久山町長久芳菊司、魅力づくり推進課という国土交通省の公文書がございます。国土交通省は、魅力づくり推進課がこの件の担当課である、責任課であるというふうに、これはもう、とにかく、上のほうまで行っているんですよ。それを経営企画課だというふうに町長は言い張る。これは道の駅事業推進に影響があるから、私はこれを表に出さないんだというふうにとっています。

以上を含めてどうですか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まず、国交省に行ったどうのこうのちゅうのは、これはもううそを言っているわけでも何でもありませんよ。国交省にもう一度と。ただ、国交省の人たちが知らないだけだろうと思います、その担当者あたりは。しかるべく上層部の方にはきちっとお会いして、御迷惑かけていることは謝罪をしてきましたし、今後ともよろしくということで、別段国交省の方は、会計検査院の指摘だから私たちの立場でどうこうということは言えませんということはおっしゃっていましたがね。

ただ、えらい辞めないかんとか刑事罰と一緒にすという、もしそういう不正とか、そういうことであれば、国庫補助金は全額、当然没収されるし、その5年間の違約金というのも会計検査院は科します、必ず。今回の事件でいえば、恐らくその違約金だけでも1,000万円超したと思いますよ。そういうことがないということは、そういう不正じゃないことということとはもう間違いないことだと私は思っています。

あなたが幾ら言っても、自分は、そういう大きな不正行為とか不祥事とかいうことをおっしやるけども、私はそうは捉えてないし、この件についてはきちっと12月の議会で一旦経緯を全部報告して、こういう形で補助金の返還をせざるを得ないということで、議会にも予算を上げて計上して、それを審議してもらったわけです。あわせて、その不手際について、自分たちの自ら処分をまたお願いし、その2つについてきちっと議会で審議されて議決をされたわけですから、これ以後については、私としてはそれで、自分はもう決着されたものと思っています。ですから、それ以後について、佐伯議員がいろいろ言われるのは、それで手続をされればいいんじゃないかなと思っています。

以上です。

○議長（木下康一君） 佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） まず、私は町長には早急に国交省に行って謝りに行くこと、これを……

（町長久芳菊司君「あなたから指摘されるわけじゃない」と呼ぶ）

というのは、これは国交省も待っている。今謝りに行けないんだと思います。

昨年12月の説明で言いました。12月5日に経営企画課が説明したやつ。私もこれ、ノートにいろいろ書いております。そのときのやりとりを。そして、今回会議録を作りました、やりとりの、その12月5日の経営企画課の。後で課長にお渡ししますが、一字一句再現しています。どういう状況、どういうシチュエーションで我々議会に報告があったのか。当時の一般会計のコピーもあります。これを国交省に渡しております。これを先方がどう判断されるか、どういう状況で我々が採決まで至ったか、わかると思います。そして、これが私の公開質問状、町長におきましたね。多角的に書いています。これの件でいろいろ答えてもらいたかったですけど、いいです。

この中に、今まで子育て支援拠点事業関係で久山町が得た2,154万円分の内訳も書いています。そして、これまでの1,984万円返還までの流れ、一覧表を描いています。これ、そして町長の回答、あっ、今日持ってきていませんね。それを一式、国交省に送っております。あと国交省のほうで判断されると思いますが、このままでいきましたら、久山町は大分これ補助金は割を食います、本当に。

まず、町長が謝りに来ていないということ、これが一つ大きいということですし、またこうやって12月5日に説明を受けた、そして12月議会に簡単にこれを可決してしまった、そういった流れも、こういった一覧表でわかると思います。こういった状況で、果たして今後久山町にちゃんと補助金が来るのかと。来ないですよ。来るわけがない。

町長、早急に謝りに行かなければ、久山町がこれは町として地盤沈下しかねない。そうせんと、町長辞めなければいけないでしょう、状況になりますよ。辞めさせたくないですよね。だから、ちゃんと町長、行ってください。行って、ちゃんと謝って、多分その後我々議会もまた行かないかと思えます。それでやっと少し回復するかどうかだと思えます。これやらないと、本当にこれは補助金削られます。道の駅事業どころじゃなくなりますよ、本当に。今度エコバスをやるそうじゃないですか、増やすそうやないですか。それ仮に増やしたとしても、立ち行かなくなります。これから先、久山町はどんどん痩せ細っていきますよ、早く行かないと。私は、それを言っているんです。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 心配してもらってありがたいと思っています。そんなふうで1度行きましたけども、またしょっちゅう私たちは関係省庁には行っていますので、国土交通省については、またそういう職員の方にも私も会っていきたいと思えますけど。ただ、議員がおっしゃっているように、逆に僕は佐伯議員のその行動のほうが今後の国庫補助、ああ、久山町長も大変だなと思われるほうが逆に心配しますよね。だから、きちとしたそういう礼というものは、また通していきますけれども、いずれにしても前向きに議会と執行部と一緒に、国に対しても県に対しても、久山町は一体になっているなということをやっぱり見せていく必要があると思えますので、その辺はよく御理解をいただきたいと思えます。

○議長（木下康一君） 佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） そういうふうにおっしゃるんでしたらいいですけどもね。ただ、本当にどういうふうにやっていくのか。今まで町長がおっしゃってきたことも、随分事例が違うといたしますか、事実と違う部分がかかなり出てきてますからね。国交省も、かなりこれは不信感を持っているんじゃないかなと。

国交省も情報公開請求をたくさんやっているんです。中間報告をいろいろ受けてます。8月24日に、そういった町長がおっしゃったこと、国交省に謝りに行ったかどうかということ。あとは、社会教育施設として、これは国交省と話したかどうか、それも含めて。だから、いずれも該当は出てきてないんですね。謝りに行ったということは、これはもうないということで電話をもらった。これはまた堂々めぐりになってしましまして、これははっきり言って大変お粗末、町長がやったこと。

社会資本整備のことは、まだ最終結論出てない。今の時点では何とも言えない。ですから、ひょっとしたら先方のそういった勇み足の部分があった可能性もある。しかし、書類上で証明できないということになったら、やっぱり町長、あなたの言っていることは、支

離滅裂ってということになるんですね。何回も言いますけど、これ大変不祥事であり、人がこれ辞めなければいけない状況なんですよね、になるんですよ。だから、これ私早く説明して早く行動されとけば、全く問題なし、逆に支えなきゃという気持ちになりますけど、これまでの経緯からしたら、隠してばかりなんですよね。

さっき私一覧表見てました。こういった一覧表で描けば、大体町長がころころ発言が変わっているなってよくわかるんですよ。あっ、またここ言っている、ここ言っているってというのが。町長の発言は、そのときによって変わっていますね、本当に。

さっきの一般質問の発言もそうですよ。ころころ変わっている。それで、町民、心、ついてこれますか。厳しいと思いますよ。

今回8行政区回られて、いろいろ話聞かれたと思います。イコバス、私余り参加してませんから、要望は余り聞いてないんですが、早速実現できるということだったら、これは嬉しい限りです。でも、イコバスやることによってしわ寄せが来ます。というのは、国交省がこれからちゃんと補助金つけてくれるかどうかわかりませんから。いつまでたっても謝りに来ない。しかも、かなりこれは国交省に恥をかかせた形になっている。町長、電話一本かけてきていない。トップとして、これ、いいんですか。いいわけないですよ。何でかけられないか、電話を。それは気まずいから、かけられないのは。それはさっき言いましたように、アライづくりでこれ作ってあるんでしょ。これだけなんです、久山町は、モデル住宅について書いたもの、ほか何も形跡がないんです。このPRしたという、そういった事実が。これがわかっちゃいますよね。国交省は気がついていないはず。それを見抜けなかった国交省も、これは落ち度があるのかもしれない。そういったいろんな関係がありますから、町長は行けないんです、だから。だから、まず今回9月議会、決算、承認してもらってから言ったというふうに考えているんですが、どうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 私のいろんな国とのかかわりについては、もう私の判断でいきたいと思いますし、ただ全て、何かもう佐伯議員独自の思い込みとか、そういう形で全部発言されているから、どうしても意見がかみ合わないんだろうと思っています。ころころ変わっているとかね。私は一貫してぴちっと話をしているつもりだし、先ほどから何度も言うように、会計検査の経緯については、もうきちっと経緯を説明して皆さんにも了解いただいたわけですから、その後に途中で観光交流センターの話が出るから、報告したらまずかったと思ったんじゃないとか、いろんな邪推みたいな形でいろいろ言われていますけど、それは一切ないし、私も一貫して説明は変えてない。

それから、国交省と私どもの関係は、良好の形で今現在もいっていますから、そういう

御心配されるようなことは一切ありません。きちっと国交省の方とはやりとりをさせてもらっていますから、その辺は執行部にお任せ願いたいと思います。

○議長（木下康一君） 佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） 本当かみ合っていないですね。やりとりが良好であるならば、それを証明するものを、文書、資料を出してもらいたい。

町長、まず国交省には6月以来行ってないですね、連絡とってないですね。それで、なぜ言えるのかどうか、それで。まず、こういった事態になって、国交省としては、もうこれはかなりはらわたが煮えくり返っている、そういう状況の中で、謝り一つ、トップがやってない。それが何で良好なのかと言えるのか。私、それも含めて情報公開請求しています。もう12日たちました。それを出さなきゃいけません。私はこうやって目に見える形で提示している、PRしていないということ。さっきの一般質問といいますか、議会での町長の発言についても、こういったことを触れてないということで資料を用意した。一覧表にして目に見える形であります。そういう中で、あっ、町長の発言がおかしいなと言っている、あっ、違っているなというふうに言っている。町長、何を示しましたか。全然示してないでしょう。それで、どうやって人を説得できるんですか、町民に対して、私はそれを言っているんですよ。人に対して納得させるんだったら、それだけのものを示さなきゃいけない。誠意を示さなければいけない。データを示さなければいけない。何ひとつ出てないんですよ、残念ながら。残念ながら。

社会資本、社会教育施設で言ったというふうに言うんだったら、それ出さなきゃいけない。それ出せないんだったら、もうこれは完全に町長の不祥事。今後の国交省との関係、これを考えると、これはちょっと進退を考えないといけない状態になってしまう。それを私防ぎたいんだ。だから、早く行ってくれと。会えたら、後から我々議会も行かせてくださいと。あれやったら一緒に行きましょうと、そういうふうな思いがあるんです。行かなかったら、本当に国交省との関係がまずくなります。だから、そこら辺どう思うのか。行くのかどうなのか、そこら辺の意思を聞きたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 私の行動について、そういう佐伯議員の指示で行くどうこうじゃなくて、私は常に町のことに対しては、きちっとそういう対処をこれからもとっていきたいと思っています。

それから、もう意見が全然違うんですよ。何かといえば証明とか証明とか。必ずしも文書で証明しなくては、ならないようなものじゃないものも、たくさんあるわけですよ。お互い行って話をしたり、それから社会教育で証明書、その補助事業の書類としてそれは何

も書いてないからそれを証明しろとか、そういうものじゃないんですね、事業というのは。お互い、担当部署と協議した中で、向こうもそれで判断していただいたわけですから、それを一々文書で説明せよとかいって、そういうものじゃない。

○議長（木下康一君） 佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） 残念ながら支離滅裂という言葉を使わせていただきます。

文書を、私は県のほうにも申請しているんですよね、同じように。最初、県と協議したとおっしゃいましたんで、そういった事実があるのかどうか。まだ返事は来ませんが、ただ去年私が当時の直接の担当官から聞いた話では、そういった事実はないと、資料もないというふうに答えている。今回改めて資料請求を要求している。これで出てこなかったら、町長が出さなきゃいけない。出せなかったら、これはもう町長アウトですよ。

今後、国交省の補助金のそれを補うために、いろんな無理をしなければいけない。どんどん久山町は痩せ細っていきまして、首が回らんごとなりますよ。私はそれを憂えているんです。だから、これは御自身の意地とかじゃなく、こういった町のことを考えてもらいたい、ぜひ。我々を、できたら使ってもらいたいなと思っている。

ちょっと今本当に、まずい状況だと思います。早急にこれは対応を、まず町長が行って謝ること、そして腹を割ること。社会教育施設として使うと言ったやないですかという思いがあるんだったら言やあいい、そのときに。でも、今のところ、それは事実が出てきてない。ひょっとしたら、私思うんですが、申請のときに展示住宅と生活体験施設というの、これ丸つけるところがある。だから、そういった親子が集える場というのは、こういった展示住宅で使う場合と、もう一つの生活体験施設でも使えますよという意味で、町長ら担当者が聞いて、それを混同されているんじゃないですかね。だったら、完全に非は、うちにあります。どっちにしても、100%うちが悪いんですよ、世間一般的には。これがいいって言っているのは、日本で残念ながら町長だけなんです。というのは、ほかにこれは悪くないというふうに言う、みんな政治的にこれは消えていってしまっているんですね、残念ながら。だから、これは町長自身も早く認めて、これは早急に関係を改善するように、まず町長が足を運んで謝ること、これが大事だと私は思います。

はい。

（「答弁は」と呼ぶ者あり）

○議長（木下康一君） 答弁、答えが町長あれば簡潔に、なければ……

○町長（久芳菊司君） 特段。

○議長（木下康一君） わかりました。

次に、7番阿部哲議員、発言を許可します。

阿部哲議員。

○7番(阿部 哲君) 私、しんがりの時間になりました、長い。空き家対策について、それから県道、県営河川の管理について御質問をいたします。

まず、空き家対策について。

現在、少子・高齢化や核家族化に伴い、所有者がはっきりしない空き家が増え続け、社会問題化しています。今年、全面施行となった空家対策特別措置法に基づく、空き家対策連絡協議会ができたと聞きますが、どんな協議会内容か、そしてそれが久山町の体制、対応作りにどういう形で活用されているか、質問いたします。

○議長(木下康一君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 空き家対策についてですけども、現在福岡県では家屋等の適正管理や利活用の促進等の対策を総合的に推進していくための協議会が、平成27年3月17日に設立をされてます。この協議会は、県内60市町村、全自治体ですね、それから福岡県の宅地建設建物取引業協会、全日本不動産協会福岡県本部とか、いろんなそういう宅建とか建築関係の、あるいは福岡県の建築住宅センター、福岡県土地家屋調査士会等で構成されている協議会が作られました。

町では、本年度に、26年度繰越予算において空き家等の実態調査を計上しており、空き家等のデータベースの整備を行うように、今考えております。

○議長(木下康一君) 阿部哲議員。

○7番(阿部 哲君) 今、空き家の状況、実態調査、それから所有者、権利者の把握という形でありました。今、久山町での空き家対策を人口増対策へと活用する考えは、町長はどうでしょうかと思います。適正に管理された住宅がたくさん、今現在あちこち町内にあります。借家としての活用を、所有者と協議、推進していく考えは、町長は持っているでしょうか。

○議長(木下康一君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 国が、今度本格的にそういう空き家対策に乗り出したということもあります。かねがね、どの自治体も空き家対策に頭を悩ませていたんですけども、本町においても、実態をまず先につかみたいということ。それから、その上で、今議員がおっしゃったような空き家を活用した、全てをっていうわけにはいきませんが、ストックの一つとして空き家を活用したまちづくり、まちづくりに空き家を活用するといいますか、そういうことをやりたいと思っています。現に、上山田の公民館、旧購買店が、これは民家でなかったんだろうと思いますけれども、新たに、町外の方かもしれませんけれども、喫茶店みたいなことをされたように、今いろいろ今回の久山町の町の特色を生かして、ある

いは歴史文化を生かしてまちづくりをやろうということを考えていますので、そういう民家の活用というのは当然入れていきたいと考えています。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） どんどん進めてもらいたいと思いますが、その一方で、これからが一番大事なことでお願いしたいと思うんですが。

老朽化が著しく、適正に管理できてない物件等いろんな形ではありますが、その所有者、権利者の把握がなかなかできていません。これは個人情報の関係ですから、どうしてもこれは近隣の人ではできません。それが、役場のほうで今回これが把握できるということでございます。そういうことで、この言葉を使っていいのかわかりませんが、炭鉱住宅等で歯抜け状態の形での住んである方が非常に困ってある状況がございます。ここに付きましても、建物が2棟続いた形で、そしてまた老朽化が進み、片方が空き家の場合、それから両方とも空き家の場合とか、いろいろな形での現状がございます。しかし、この所有者、権利者がなかなか不明、わかりません。ですから、火災の関係、防災の関係、いろいろなことにも問題が来ております。

また、この所有者についても、建築法上、公道に面してないとか、道路幅員がとれてないという状況の中で、どうしても建てかえができないという状況の中では、どうしても不動産的に投資ができない。ですから、そのまま老朽化のまま、そのままの状況が残っているというところがたくさんある状況でございます。

こういう中でも、今回草場地区の4.7ヘクタールの住宅開発を進めていく上でも、周辺環境整備が本当に必要になってくるんじゃないかなと思います。やはり周辺の環境ができて、あくまでも付加価値が上がって、そして新しき住宅が開発できたところは販売でき、いろいろな形でそれに住んでいただけるという形ではなかならうかと思っております。そういうことでの町としてそういうことの考え等を今後検討していただきたいと思いますが、町長、どう思われますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 空き家対策の一番の問題は、今おっしゃった老朽化施設、建物と申しますか、これだろうと思っております。それで、これは今回のそういう法整備によって犯罪の危険性あるいは災害の危険性がある住宅については特定建物ということで、そのような、場合によっては行政のほうで強制執行ができるという形もありますので、そういう形も可能になってくるんじゃないかなと思っております。

それからもう一つには、税制上の問題が1つ、大きくひっかかっているのもございます。宅地に建物が建っておると免税措置が受けられるということで、特に町外に転居され



た方なんかは、建物を壊しちゃうと固定資産税がぐっと上がるということですね、そういうことでなかなか言っても、お願いしても建物を壊されない。そういうことが、今回はもう建物が建っておっても同じように固定資産税の減免措置は行わないといった措置がとられるようになりますので、そういう面でも、所有者自らそういう撤去をしていただくことも増えてくるんじゃないかなと思っています。

それから、議員がおっしゃった、特に草場地区については、今回、今の麻生さんの土地の家が建ってないところを活用して新しい住宅地の計画をしていますけれども、できることなら、現在居住されてるところで、旧来の担保住宅といいますか、これで、今おっしゃっているような、特に二軒長屋の方というのは、そういう問題が発生してきているんじゃないかなと思っていますので、そういう新しい分譲地とあわせて、そういう移転のことができる方についてはそういう支援もしたいし、それからその建物をどうするかとか、いろんなケースの問題等が出てくるんだろうと思うんですね、今度実態調査をして。だから、県はそういう協議会を作ってますけれども、町も、いずれにしてもそういう町の協議会を作る必要があると思います。

それで、県も、これ見ておると、やっぱり県内部でも、例えば消防防災の関係から消防課の課長、あるいは先ほど言った税の関係で税務課、それから地域振興の中で地域振興の課、それからやっぱり高齢者とか保健衛生の問題で健康福祉部門、それから廃棄物対策といいますか、環境の問題で環境部門、それから都市計画、あるいは建築関係の部署、それから教育関係の部署、そして県警本部も入っておられます。

こういうことから、本町でも、そういうこれに準じた形で、場合によったらそういう警察からも入れたりして協議会を作りたいし、また民間からも宅建取引の関係とカリフォームの関係の業者の方、それから司法書士の方とか、やっぱりこういう多方面の方に入っていて対策を練っていく必要があるんじゃないかなと思っていますので、まずはこの実態調査をして、そういう協議会をまた立ち上げながら、そういう諸問題に対して対策を考えていきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 本町も町の協議会を作ると、必要があるということで、今いろんな団体を入れての考えということでございます。本当に早く作っていただきたいし、実態調査に合わせた形での、現場のほうも早くいろんな形での対応をお願いしたいと思うわけでございます。

その中で、空き家対策の一環としまして、局部的に住環境整備という形での地方創生事業につなげていくとか、個人財産としていろんな形で問題はありますけども、町独自でもい

ろんな形での部分的な住宅建設をすとか、いろんな形での環境整備を早急にしていきたいと思いますが、その点は、町長、どう思われますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今年度上げている予算で、まず実態調査をさせていただきたい。それから、いろんな、特に草場地区あたりが想定されますけれども、住環境整備ですか、空き家対策とともに、これはやっぱり必要だろうと思っています。ただ、御承知のように、いろんなやらなくてはならない事業が山積みしていますので、今度のその地方創生の戦略計画の中にも、そういうことを検討に入れながら進めてまいりたいと思います。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 本当に今草場地区で4.7ヘクタールの開発ということで、住民の方も楽しみにしておられますし、4工区に分けて、もう来年度からいろんな形で進められていくことでございますので、並行して周辺整備をお願いしたいと思っております。

それでは、次に移ります。

県道、県営河川の管理についてでございますが、久山町の主要な道路の大半が県道でございます。県道の整備については大分進んできておりますが、その中において管理的な問題、通常的な維持管理が車道、歩道の片側等の雑草処理について、本当に数年前までは定期的に整備されておったと思いますが、現在は草ぼうぼうの状態でございます。歩行者、自転車の通行に、本当に非常に支障があります。特に筑紫野古賀線は非常に危険とされます。歩道が自転車で通れなくて車道を通ったり、それから歩道においては、傘を差して通れない状況がたくさんあります。その点での町長の対応は、これは町の職員の方は一般的な形で要望とされていると聞いておりますが、あくまでも町長はどう考えるかをお聞きします。

それから次に、河川についても、町内4カ所の河川が県営河川でございます。河川内の雑木、雑草が、それこそぼうぼう生えています。これについても、定期的にしゅんせつされたと思いますが、今は局部的豪雨でも、いろんな形で水害の危険性があります。環境的にも問題ではないかと思っております。県の管理と思えますけれども、町長はどう考えますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 県の県道あるいは県の河川の管理については、大変、所管の違いということもあって、町としては、今おっしゃるように常にそういう河川については要望をしているんですけれども、なかなかやっぱり県も箇所が多くて、すぐの対応ができないというのが実態じゃないかなと思っています。特に、県道筑紫野古賀線については、場所に

よっては非常に歩道が狭いところもあるし、そういう危険なところがあるようであれば、町でやりましようと言いたいんですけども、その辺が非常に、町の所管と県の所管の部分を飛び越えて町でやるという判断というのは、議会とも相談せないかんだろうと思うし、それは基本的には県にお願いするしかないなと私は思っています。

河川のしゅんせつについても、もうこれは恐らく久山町だけでないと思います。どこも毎年要望して、県としてもいろいろやってくれていると思いますけども、本当に危険なところについては緊急を要する場合は県のほうにしてもらっているという、過去にもそういう状況でやっていますので。ただ、アズというのが、1度の雨でも一気にさらえて、さらえてまたすぐなるというのが現実でございます。ですから、そういう意味では、なかなかそれを全部解決するということにはできないと思います。けれども、特に住宅等危険のある箇所については、氾濫の危険のあるところについては、私としても強く県のほうに要望をしたいと思っています。

以上です。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） ただいまの町長の回答は、職員が通常回答されるということで、改めて町長にお伺いしますということで先ほど申し上げました。

本当に、久山町のまちづくりの中で、町長は自然環境の町、そして先ほどの各行政区に回られたときでも、観光資源として人を呼び込む自然環境できれいな川と言われて、実際にそのきれいな川が、水面が見えません。特に上山田、寺の前のところから幼稚園、トリアス前、ずっと水面が見えるところはありません。せっかく地域でコイを入れても、コイが見えません。それから、地域の方々が河川の清掃をしても、雑草が茂った中では、空き缶のポイ捨ての環境でございます。こういう状況の中で、町長はどう思われますかということをお聞きしている。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） いや、おっしゃっていることは、もう私も痛切に感じています。現状、特に今おっしゃったようなところは、そういうような状態になっています。ただ、もうそこだけじゃなく、小河内川もそうですけども、久原川の河川もそうですし、余りにも河川の状態がそうなっているというところがあって、これを全部解決しようとする、かなりの費用を投入せないかんという問題もあって、非常に頭を抱えているところが現実でございます。

中でも、猪野河川については俵木井堰とか、上山田の幼稚園のところあたりですかね、そういうところは河川、緑道公園もしておりますので、河川公園という形で町もきれいに

整備した経緯がありますし、何度かそういう、しゅんせつされたことがあるんですけど、やってもやっても、またすぐ現状のような形になるということで、非常に解決が難しいというところがあります。

それで、これは全部の箇所はできませんけれども、そういう環境として見せなくてはならないようなところについては、特に流木関係がだんだん大きくなっているところについては県のほうと協議して、少なくともそういうとこだけは除去できるような考えを持っております。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 今緑道の話が出ましたけども、赤坂緑道、新建緑道は、水面まで都市計画上でも緑道公園としての位置づけ、計画決定をしております。ですから、町が公園としての扱いの中での維持管理はできると思います。しかしながら、県との協議が必要でございますが、そういう形でのあくまでも公園という形での維持管理は必要じゃないかと思っております。そういうことでの久山町の公園という位置づけでのお考えはどうだろうかと思っておりますし、また竹林と竹やぶの違いは、やはり整備をして初めて自然環境での竹林という形で言えると思います。ですから、久山町が自然環境あふれるまちづくりということになれば、町なかの河川はやっぱり水面がきれいに見え、そしてコイも泳ぐ町ですよと胸を張って言えるような、まちづくりをしたいと思っておりますし、いろいろな形でのまちづくりにつなげていきたいと思っております。そういうことで、町長に緑道として、公園としての考えの中での整備、清掃、しゅんせつの考えはどうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 本当にやりたいんですよ。やって、哲議員がおっしゃるように、以前は下山田のトリアスの前とか、山田幼稚園の前の井堰あたりについては、遊水場という形で整備していますので、そういう形を維持して、しばらくしておったんですけど、先ほど言いますように日本のこういう気候、それから毎年大雨が降る中で、すぐまたもとの現状に復帰するという実態を繰り返していますので、なかなかそこへの整備がしづらいということも、またあっています。

それともう一つは、やっぱり河川が常時水量がないということも、例えば井堰の上は草だけじゃなくて、本来河川プールとして泳げるような形で設計してるんですけども、もう葉っぱの腐ったのなんかがずっと下に沈殿して、ちょっと人が入ると、それがぐっと上に上がってきて、とても泳げるような状態にはならないという、そういう当初の整備の思惑とは、非常に後の運用について、管理についてなかなかそぐわないということがあります。そういう難しさがあって、なかなかやれない、毎年毎年そこに事業投資をやっていく

かとかという非常に難しいんですけど、今おっしゃるように、できればそういう緑道も整備し、これから特に山田側の緑道公園については春の時期は桜等も、またあそこにはカモもやってくる、だからある意味では少し草が生えているほうが蛍とかも何かいいんですけど、必要な箇所っていう形をある程度厳選しながら、その辺の対処を考えていきたいと思います。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 最後の質問といたしますが、本当に久山町内には幹線道路の大半が県道でございますし、また町内の4つの河川が、全部県営河川の状態でございます。町で県との維持管理を少しでもできる範囲の中で考えられて、上手に町長の政治的な手腕の中で、県と町は維持管理を少しして、そして県には道路改良から河川改修のいろんな形での促進、推進を要望できるようないい関係を持っていただきまして、久山町の自然環境保全につなげていってほしいと思いますが、町長はどう思われますか、最後の質問です。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 鋭意努力して、そういうふうに頑張っていきたいし、特に河川のしゅんせつとか改良とかというのは、アズの捨て場所がまず県としては一番悩まれているところですので、捨て場所等を確保しながら、県のほうに働きかけをしてまいりたいと思います。

○議長（木下康一君） これにて本日の議事は全て終了しました。

これをもちまして散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後4時05分